

第九回国会 衆議院 通商産業委員会農林委員会連合審査会議録第一号

昭和二十五年十一月二十八日(火曜日)
午後二時三十分開議

出席委員

通商産業委員会
委員長 小金 義昭君

理事 阿左見廣治君 理事 多武良哲三君
理事 中村 幸八君 理事 高橋清治郎君
神田 博君 澁谷雄太郎君
高木吉之助君 永井 要造君
中村 純一君 福田 一君
南 好雄君 加藤 謙造君
砂間 一良君 田代 文久君
小平 忠君

農林委員会
委員長 千賀 康治君

理事 小林 運美君
河野 謙三君 幡谷仙太郎君
原田 雪松君 吉川 久衛君
足鹿 學君 深澤 義守君

出席政府委員
通商産業政務次官 首藤 新八君
通商産業事務官(資 源) 徳永 久次君
通商産業事務官(農 林) 佐野 憲次君
通商産業事務官(地 局) 議岐 喜八君
通商産業事務官(地 局) 谷崎 明君
通商産業委員 大石 主計君
通商産業委員 越田 清七君
農林委員 難波 理平君
農林委員 岩隈 博君
農林委員 藤井 信君

委員外の出席者
農林事務官(農地局長) 佐野 憲次君
通商産業事務官(地 局) 議岐 喜八君
通商産業委員 大石 主計君
通商産業委員 越田 清七君
農林委員 難波 理平君
農林委員 岩隈 博君
農林委員 藤井 信君

本日の会議に付した事件
鉱業法案(内閣提出、第八回国会閣
法第一九号)
採石法案(内閣提出、第八回国会閣
法第二〇号)

〇小金委員長 これより通商産業委員
会、農林委員会連合審査会を開会いた
します。

本日は農林委員長と協議の結果、私
が法案の所管委員会の委員長である関
係上、本連合審査会の委員長の職務を
行うことに相なりました。御了承を願
います。

ただいまより鉱業法案、採石法案を
議題といたします。まず当局より両法
案の趣旨及び立案の経過について説明
を求めます。首藤通商政務次官。

鉱業法案
第一章 総則(第一條―第十條)
第二章 鉱業権(第十一條―第七
十條)
第三章 租鉱権(第七十一條―第
八十七條)
第四章 助金及び協議(第八十八
條―第九十條)
第五章 土地の使用及び収用(第
百一條―第一百八條)
第六章 賠償(第九十條―第
百九條)
第七章 罰則(第一百十條―第
百九十五條)

採石法案
第一章 総則(第一條―第十條)
第二章 採石権(第十一條―第七
十條)
第三章 租採石権(第七十一條―第
八十七條)
第四章 助金及び協議(第八十八
條―第九十條)
第五章 土地の使用及び収用(第
百一條―第一百八條)
第六章 賠償(第九十條―第
百九條)
第七章 罰則(第一百十條―第
百九十五條)

第四節 地方鉱害賠償基準協議
会(第六十五條―第
百七十五條)

第七章 異議の申立(第七十一
條―第八十條)
第八章 補則(第八十一條―第
百九十五條)

附則
第一章 総則
(目的)
第一條 この法律は、鉱物資源を合
理的に開発することによつて公共
の福祉の増進に寄與するため、鉱
業に関する基本的制度を定めるこ
とを目的とする。

(国の権限)
第二條 国は、まだ掘採されない鉱
物について、これを掘採し、及び
取得する権利を賦與する権限を有
する。

(適用鉱物)
第三條 この條以下において「鉱物」
とは、金、銀、銅、鉛、鋅、
鉄、水銀、亜鉛、鉄、硫、
鉄、クロム、鉄、マンガン、
タングステン、モリブデン、
ニッケル、コバルト、
りん、黒鉛、石炭、重晶石、
石膏、石こう、重晶石、明ばん、
はたけ石、石綿、石灰石、ドロマ

イト、けい石、長石、ろう石、滑
石、耐火粘土及び砂、砂金、砂
鉄、砂すその他、ゆる積層を
なす金属鉱をいう。以下同じ。

2 前項の鉱物の腐蝕又は鉱さいで
あつて、土地と附合しているもの
は、鉱物とみなす。

(鉱業)
第四條 この法律において「鉱業」と
は、鉱物の試掘、掘採及びこれに
附屬する選鉱、製錬その他の事業
をいう。

(採石)
第五條 この法律において「採石権」
とは、登録を受けた一定の土地の
区域(以下「採石区」という。)にお
いて、登録を受けた鉱物及びこれと
同種の鉱床中に存する他の鉱物を
掘採し、及び取得する権利をい
う。

(租鉱権)
第六條 この法律において「租鉱権」
とは、設定行為に基づき、他人の採
石区において、採石権の目的となつ
ている鉱物を掘採し、及び取得す
る権利をいう。

(鉱物の掘採及び取得)
第七條 まだ掘採されない鉱物は、
鉱業権によるものでなければ、掘採
してはならない。但し、左の各号
に掲げる場合は、この限りでな
い。

一 可燃性天然ガスを営利を目的
として、単に一家の自用に
供するとき。

二 鉱業権の目的となつていない
石灰石、ドロマイト又は耐火粘
土を営利を目的として、単
に一家の自用に供するとき。

(分離鉱物の掘採)
第八條 採石区において、鉱業権又は
租鉱権によらないで土地から分離
された第五條の鉱物は、前條第一
号に掲げる場合を除き、その鉱業
権者又は租鉱権者の所有とする。

2 採石区外において、土地から分離
された鉱物は、無主の動産とす
る。

(権利義務の承継)
第九條 この法律に規定する鉱業権
者又は租鉱権者の権利義務は、鉱
業権又は租鉱権とともに移転す
る。

(行為の効力の承継)
第十條 この法律の規定によつてし
た手続その他の行為は、鉱業権の
設定を受けようとする者、租鉱権
者となろうとする者、鉱業出願人
(鉱業権者の設定の出願をした者
をいう。以下同じ。)、鉱業権者、
租鉱権者、土地の所有者又は関係
人の承継人に対しても、その効力
を有する。

第二章 鉱業権
第十一條 鉱業権は、試掘権及び採
掘権とする。

第十二條 鉱業権は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除く外、不動産に関する規定を準用する。

第十三條 鉱業権は、相続その他の一般承継、譲渡、質納処分及び強制執行の目的となる外、権利の目的となることができない。但し、探掘権は、抵当権は、抵当権及び租鉱権の目的となることができない。

(鉱区及びその面積)
第十四條 鉱区の境界は、直線で定め、地表の境界線の直下を限とする。

2 鉱区の面積は、石炭、石油、アスファルト及び可燃性天然ガスについては三十ヘクタール、灰石、石、ドロマイト、けい石、長石、ろくろ石、滑石及び耐火粘土については一ヘクタール、その他の鉱物については三ヘクタールを下ることができない。但し、砂鉱については、この限りでない。

3 鉱区の面積は、三百五十ヘクタールをこえることができない。但し、鉱物の合理的開発上やむを得ないときは、この限りでない。

(鉱区に関する制限)
第十五條 土地調整委員会において、鉱物を掘採することが一般公益又は農業、林業若しくはその他の産業と対比して適當でないことを認め、鉱物を指定して鉱業権の設定を禁止した地域(以下「鉱区禁止地域」という。)は、その鉱物については、鉱区とすることができない。

第十六條 同一の地域においては、

二以上の鉱業権を設定することができない。但し、異種の鉱床中に存する鉱物を目的とする場合及び第四十六條の場合には、この限りでない。

2 前項但書の場合においては、鉱業権者は、互にその権利を制限される。

(鉱業権者の資格)
第十七條 日本国民又は日本国法人でなければ、鉱業権者となることができない。但し、條約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(存続期間及びその延長)
第十八條 試掘権の存続期間は、登録の日から二年とする。

2 前項の期間は、その満了に際し、試掘権者の申請により、一回に限り延長することができ、前項の規定により延長する期間は、二年とする。

4 第二項の申請は、省令で定める手続に従い、存続期間の満了前三箇月以上六箇月以内になければならない。

5 通商産業局長は、第二項の申請があつた場合において、試掘権者が試掘に探鉱をした事実が明らかであり、且つ、鉱床の状態を確認するため更に探鉱を継続する必要があるときでなければ、延長の許可をしてはならない。

第十九條 探掘権の存続期間は、登録の日から三十年を経過する日の属する年の終までとする。
2 前項の期間は、その満了に際し、探掘権者の申請により延長することができる。

3 前項の規定により延長する期間は、三十年とする。

4 第二項の申請は、省令で定める手続に従い、存続期間の満了前六箇月以上一年以内になければならない。

5 通商産業局長は、第二項の申請があつた場合において、当該鉱区における鉱物の掘採が経済的に価値がないと認めるとき、又は保険衛生上害があり、公共の用に供する施設を破壊し、若しくは農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、延長の許可をしてはならない。

第二十條 第十八條第二項又は前條第二項の申請があつたときは、鉱業権の存続期間の満了の後でも、その申請が拒否されるまで、又は延長の登録があるまでは、その鉱業権は、存続するものとみなす。

(設定の出願)
第二十一條 鉱業権の設定を受けようとする者は、通商産業局長に出願して、その許可を受けなければならぬ。

2 前項の規定による出願をしようとする者は、省令で定める手続に従い、引受時刻証明の取扱とした第一種郵便物により、左に掲げる事項を記載した願書に区域図を添えて、通商産業局長に提出しなければならない。

一 出願の区域の所在地
二 出願の区域の面積
三 目的とする鉱物の名称
四 氏名又は名称及び住所
3 同一の地域において二種以上の

鉱物を掘採しようとするときは、各種の鉱物ごとに第一項の規定による出願をしなければならない。但し、同種の鉱床中に存する二種以上の鉱物を掘採しようとするときは、この限りでない。

(鉱床説明書)
第二十二條 探掘権の設定を受けようとする者は、前條第一項の規定による出願と同時に出願の区域について目的とする鉱物の鉱床の位置、走向、傾斜、厚さその他鉱床の状態を記述した鉱床説明書を提出しなければならない。

2 前項の鉱床説明書には、同項の事項の外、予想される鉱害の範囲及び態様について記述しなければならない。

(共同鉱業出願人)
第二十三條 二人以上共同して鉱業権の設定の出願をした者(以下「共同鉱業出願人」という。)は、省令で定める手続に従い、そのうちの一人を代表者と定め、これを通商産業局長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出がないときは、通商産業局長は、代表者を指定する。

3 前二項の代表者の変更は、通商産業局長に届けられ、その効力を生じない。

4 代表者は、国に対して共同鉱業出願人を代表する。
5 共同鉱業出願人は、組合契約をしたものとみなす。
(都道府県知事との協議)
第二十四條 通商産業局長は、鉱業権の設定の出願があつたときは、

関係都道府県知事(国の所有する土地については、当該行政機関)に協議しなければならない。

(土地の所有者の意見書)
第二十五條 石炭、石油、アスファルト、砂鉄等地表に近い部分に存する鉱物について探掘権の設定の出願があり、その鉱物の掘採により土地の利用を妨害すると認めるときは、通商産業局長は、探掘権の設定の出願をした土地の区域(以下「探掘出願地」という。)に係る土地(国の所有するものを除く)の所有者に出願があつた旨を通知し、相当の期限を附して意見書を提出する機会を與えなければならない。

2 通商産業局長は、前項の出願をした者に対し、相当の期限を附して探掘出願地に係る土地の所有者の氏名又は名称及び住所を記載した書面の提出を命ずることができ、

(設備設計書)
第二十六條 通商産業局長は、鉱害を防止する方法を調査するため必要があるとき、は、鉱業出願人に対し、相当の期限を附して事業の設備に関する設計書の提出を命ずることができる。

(優先権)
第二十七條 鉱業権の設定の出願をした土地の区域(以下「鉱業出願地」という。)が重複するときは、その重複する部分については、願書の発注の日時が先である者が鉱業権の設定について優先権を有する。

2 試掘権の設定の出願をした土地

の区域(以下「試掘出願地」といふ)と探掘出願地とが重複する場合において、願書の発送の日時が同一であるときは、その重複する部分については、探掘権の設定の出願をした者(以下「探掘出願人」といふ)が優先権を有する。

3 試掘出願地が重複し、又は探掘出願地が重複する場合において、願書の発送の日時が同一であるときは、通商産業局長は、公正な方法でくじを行い、優先権者を定める。

(探掘出願の日時)

第二十八條 試掘権の設定の出願をした者(以下「試掘出願人」といふ)がその試掘出願地と重複してその目的となつてゐる鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的として探掘権の設定の出願をしたときは、その重複する部分については、試掘権の設定の出願をしなかつたものとみなし、試掘権の設定の願書の発送の日時に探掘権の設定の出願をしたものとみなす。但し、前條第二項の場合においては、この限りでない。

2 前項本文の規定は、探掘出願人がその探掘出願地と重複してその目的となつてゐる鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的として試掘権の設定の出願をした場合に準用する。但し、試掘権者がその鉱区と重複して探掘権の設定の出願をし、その試掘権の消滅後に試掘権の設定の出願をしたときは、この限りでない。

3 前二項の規定は、第三十七條第三項、第三十八條第一項又は第三十九條第一項の規定による命令を受けた場合における期限経過後の出願には、適用しない。

二十九條第二項の規定による命令を受けた場合における期限経過後の出願には、適用しない。

第二十九條 通商産業局長は、試掘出願地が願書の発送の日時においてその目的とする鉱物と同種の鉱床の中に存する鉱物の鉱区と重複するときは、その重複する部分については、その出願を許可してはならない。

第三十條 通商産業局長は、探掘出願地が願書の発送の日時においてその目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区又は自己の探掘鉱区と重複するときは、その重複する部分については、その出願を許可してはならない。

第三十一條 通商産業局長は、探掘出願地が願書の発送の日時においてその目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の自己の試掘鉱区と重複する場合において、その重複する部分がなお試掘を要すると認めるときは、その部分については、その出願を許可してはならない。

第三十二條 通商産業局長は、試掘権がその存続期間の満了前に消滅し、又は試掘鉱区の減少があつた場合において、その消滅又は試掘鉱区の減少の日から六十日以内(試掘権の残存すべき期間又は残存する期間が六十日に満たないときは、その期間内)に、その試掘権の目的となつてゐる鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的とする試掘権の設定の出願があつたときは、その消滅した試掘権の鉱区に

該当する部分又は試掘鉱区の減少した部分に該当する部分については、その出願を許可してはならない。

第三十三條 通商産業局長は、第十五條の規定による禁止が解除された場合において、その解除の日から三十日以内に禁止を解除された鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願があつたときは、その禁止が解除された地域に該当する部分については、その出願を許可してはならない。

第三十四條 通商産業局長は、鉱業出願地がその目的となつてゐる鉱物と異種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と重複し、又はその目的となつてゐる鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と隣接する場合において、当該鉱業出願地における鉱物の掘採が他人の鉱業の実施を著しく妨害すると認めるときは、その部分については、その出願を許可してはならない。

第三十五條 通商産業局長は、鉱業出願地における鉱物の掘採が経済的に価値がないと認めるときは、又は保健衛生上害があり、公共の用に供する施設を破壊し、若しくは農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、その部分については、その出願を許可してはならない。

(鉱業出願地の増減)
第三十六條 鉱業出願人は、鉱業出願地の増減の出願をすることができ、

2 第二十一條、第二十二條及び第二十四條から前條までの規定は、前項の出願に準用する。

(探掘出願地の増減命令)
第三十七條 通商産業局長は、探掘出願地の位置形状が鉱床の位置形状と相違し、探掘出願地の位置形状を変更しなければその鉱床の完全な開発ができないと認めるときは、探掘出願地の位置形状が鉱床の位置形状に合致するように、探掘出願地の増減の出願を命ずることができ、

2 前項の規定による命令に基いてその命令書の到達の日から三十日以内にした探掘出願地の増減の出願は、探掘権の設定の願書の発送の日時にしたものとみなす。但し、既に他人の鉱区となつてゐる部分又は他人の鉱業権の設定の出願が許可されてゐる部分については、この限りでない。

3 通商産業局長は、探掘出願人が第一項の規定による命令書の到達の日から三十日以内に探掘出願地の増減の出願をしないときは、探掘権の設定の出願を許可してはならない。

(転讓命令)
第三十八條 通商産業局長は、試掘出願地における鉱物の存在が明らかであり、その鉱量、品位等にかんがみ、試掘出願地が探掘権の設定に適すると認めるときは、探掘権の設定の出願を命ずることができ、

の出願をしないときは、試掘権の設定の出願を許可してはならない。

第三十九條 通商産業局長は、探掘出願地における鉱物の存在が明らかでなく、あらかじめ試掘を要すると認めるときは、試掘権の設定の出願を命ずることができ、

2 通商産業局長は、探掘出願人が前項の規定による命令書の到達の日から三十日以内に試掘権の設定の出願をしないときは、探掘権の設定の出願を許可してはならない。

(命令の手続)
第四十條 通商産業局長は、第三十七條第二項、第三十八條第一項又は前條第一項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ当該鉱業出願人の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

2 通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当該鉱業出願人に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

3 聴聞に際しては、鉱業出願人及び利害関係人に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

(鉱業出願人の地位の承継)
第四十一條 鉱業出願人の地位は、相続その他の一般承継の場合でなければ、承継することができない。

第四十二條 相続その他の一般承継

により、鉱業出願人の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を通商産業局長に届け出なければならぬ。

(許可の失効)

第四十三條 鉱業出願人が鉱業権の設定の出願の許可の通知を受けた日から三十日以内に、省令で定めるところに従い、登録税を納付しないときは、許可は、その効力を失ふ。

(共同鉱業権者)

第四十四條 鉱業権を共有する者(以下「共同鉱業権者」という。)は、省令で定める手続に従い、そのうちの一を代表者と定め、これを通商産業局長に届け出なければならぬ。

2 前項の規定による届出がないときは、通商産業局長は、代表者を指定する。

3 前二項の代表者の変更は、通商産業局長に届け出なければ、その効力を生じない。

4 代表者は、国に対して共同鉱業権者を代表する。

5 共同鉱業権者は、組合契約をしたものとみなす。

(鉱区の増減)

第四十五條 鉱業権者は、鉱区の増減の出願をすることができる。

2 採掘権者は、抵当権が設定されている採掘権については、あらかじめ抵当権者の承諾を得なければ、鉱区の減少の出願をすることができない。

3 第二十一條、第二十二條、第二十四條から第三十五條まで及び第四十三條の規定は、第一項の出願に準用する。

(掘進増区)

第四十六條 採掘鉱区がその目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と隣接する場合において、鉱床の位置形状により隣接鉱区に掘進しなければその鉱床の完全な開発ができないときは、その隣接鉱区の鉱業権者及び抵当権者の承諾を得て、鉱床を定めて、鉱区の増加の出願をすることができる。この場合において、

2 前項の出願については、前條第三項の規定にかかわらず、第二十二條第二項及び第二十四條から第三十五條までの規定は、準用しない。

3 前二項の代表者の変更は、通商産業局長に届け出なければ、その効力を生じない。

4 代表者は、国に対して共同鉱業権者を代表する。

5 共同鉱業権者は、組合契約をしたものとみなす。

6 採掘権者は、抵当権が設定されている採掘権については、あらかじめ抵当権者の承諾を得なければ、鉱区の減少の出願をすることができない。

7 第二十一條、第二十二條、第二十四條から第三十五條までの規定は、第一項の出願に準用する。

8 採掘権者は、抵当権が設定されている採掘権については、あらかじめ抵当権者の承諾を得なければ、鉱区の減少の出願をすることができない。

9 第二十一條、第二十二條、第二十四條から第三十五條までの規定は、第一項の出願に準用する。

10 採掘権者は、抵当権が設定されている採掘権については、あらかじめ抵当権者の承諾を得なければ、鉱区の減少の出願をすることができない。

11 第二十一條、第二十二條、第二十四條から第三十五條までの規定は、第一項の出願に準用する。

12 採掘権者は、抵当権が設定されている採掘権については、あらかじめ抵当権者の承諾を得なければ、鉱区の減少の出願をすることができない。

13 第二十一條、第二十二條、第二十四條から第三十五條までの規定は、第一項の出願に準用する。

いて、証拠を提示し、意見を述べ、証拠を提出しなければならない。

5 通商産業局長は、第一項の決定をしたときは、決定書の謄本を当事者に交付しなければならない。

6 前項の決定があつたときは、隣接鉱区の鉱業権者及び抵当権者の承諾があつたものとみなす。

(鉱区の増減命令)

第四十八條 通商産業局長は、採掘鉱区の位置形状が鉱床の位置形状と相違し、その鉱区の位置形状を変更しなければその鉱床の完全な開発ができないと認めるときは、その鉱区の位置形状が鉱床の位置形状に合致するように、鉱区の増減の出願を命ずることができる。

2 第三十七條第二項及び第四十條の規定は前項の場合に準用する。

3 第四十九條 通商産業局長は、試掘鉱区における鉱物の存在が明らかであり、その鉱量、品位等にかんがみ、試掘鉱区が採掘権の設定に適すると認めるときは、採掘権の設定の出願を命ずることができる。

4 第四十條の規定は、前項の規定による命令に準用する。

5 第五十條 採掘権者は、鉱区の分割又は同種の鉱床中に存する鉱物の鉱区の合併の出願をすることができる。

6 採掘権者は、鉱区を分割してこれを同種の鉱床中に存する鉱物の他の鉱区に合併し、又は同種の鉱床中に存する鉱物の二以上の鉱区の各一部を分割しこれを合併して

一の鉱区とする出願をすることができる。

7 採掘権者は、抵当権者が設定されている採掘権についてあらかじめ抵当権者の承諾及び抵当権の順位に関する協定を経なければ、前二項の出願をすることができない。

8 第二十一條及び第四十三條の規定は、第一項又は第二項の出願に準用する。

9 第五十一條 前條第一項又は第二項の出願に基づく合併があつたときは、合併による掘区の採掘権は、従前の採掘権の残存期間のうち、短いものの満了するまで存続する。

10 (取消等の処分)

第五十二條 通商産業局長は、錯誤により、鉱業権の設定又は鉱区の増減若しくは分割若しくは合併の出願を許可したときは、その錯誤を訂正するため、鉱業権の取消又は変更の処分をしなければならない。

第五十三條 通商産業局長は、鉱物の掘採が保健衛生上有害であり、公共の用に供する施設を破壊し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、著しく公共の福祉に反するようになったと認めるときは、鉱区その部分について減少の処分をし、又は鉱業権を取り消さなければならない。

第五十四條 通商産業局長は、鉱物の掘採が他人の鉱業を著しく妨害するに至つた場合において、他にその妨害を排除する方法がないと認めるときは、鉱区その部分について減少の処分をし、又は鉱業権を取り消すことができる。

第五十五條 通商産業局長は、鉱業権者が左の各号の一に該当するときは、鉱業権を取り消すことができる。

一 第六十二條第一項若しくは第二項の規定に違反して事業に着手しないとき、又は同條第三項の規定に違反して引き続き一年以上休業したとき。

二 施業案によらないで鉱業を行つたとき。

三 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二十三條第一項の場合において、同項の特別掘採計画によらないで鉱物を掘採したとき。

四 第四十八條第一項又は第四十九條第一項の規定による命令に従わなかったとき。

五 第五十條の規定による命令に従わなかったとき。

六 鉱山保安法第二十二條第二項又は第二十四條の規定による命令に従わなかったとき。

第五十六條 第四十條の規定は、第五十三條、第五十四條又は前條第一号から第三号まで若しくは第五号の規定による鉱区の減少の処分又は鉱業権の取消に準用する。

(採掘権の取消と抵当権)

第五十七條 通商産業局長は、採掘権の取消による消滅の登録をしたときは、直ちにその旨を抵当権者に通知しなければならない。

2 抵当権者は、前項の規定による通知の到達の日から三十日以内に、採掘権の競売の申立をすることができる。但し、第五十二條から第五十四條までの規定による採掘権

第五十五條 通商産業局長は、鉱業権者が左の各号の一に該当するときは、鉱業権を取り消すことができる。

一 第六十二條第一項若しくは第二項の規定に違反して事業に着手しないとき、又は同條第三項の規定に違反して引き続き一年以上休業したとき。

二 施業案によらないで鉱業を行つたとき。

三 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二十三條第一項の場合において、同項の特別掘採計画によらないで鉱物を掘採したとき。

四 第四十八條第一項又は第四十九條第一項の規定による命令に従わなかったとき。

五 第五十條の規定による命令に従わなかったとき。

六 鉱山保安法第二十二條第二項又は第二十四條の規定による命令に従わなかったとき。

第五十六條 第四十條の規定は、第五十三條、第五十四條又は前條第一号から第三号まで若しくは第五号の規定による鉱区の減少の処分又は鉱業権の取消に準用する。

(採掘権の取消と抵当権)

第五十七條 通商産業局長は、採掘権の取消による消滅の登録をしたときは、直ちにその旨を抵当権者に通知しなければならない。

2 抵当権者は、前項の規定による通知の到達の日から三十日以内に、採掘権の競売の申立をすることができる。但し、第五十二條から第五十四條までの規定による採掘権

第五十八條 第四十條の規定は、第五十三條、第五十四條又は前條第一号から第三号まで若しくは第五号の規定による鉱区の減少の処分又は鉱業権の取消に準用する。

(採掘権の取消と抵当権)

第五十九條 通商産業局長は、採掘権の取消による消滅の登録をしたときは、直ちにその旨を抵当権者に通知しなければならない。

2 抵当権者は、前項の規定による通知の到達の日から三十日以内に、採掘権の競売の申立をすることができる。但し、第五十二條から第五十四條までの規定による採掘権

の取消の場合、この限りでない。

3 採掘権は、前項の期間内又は競売の手続が完了する日までは競売の目的の範囲内、なお存続するものとみなす。

4 競売を許す決定が確定したときは、採掘権の取消は、その効力を生じなかつたものとみなす。

5 競売による売得金は、競売の費用及び抵当権者に対する債務の弁済に充て、その残余は、国庫に帰属する。

(採掘権の放棄と抵当権)

第五十八條 前條の規定は、通商産業局長が採掘権の放棄による消滅の登録をした場合に準用する。

(登録)

第五十九條 左に掲げる事項は、鉱業簿に登録する。

- 一 鉱業権の設定、存続期間の延長、移転、消滅及び処分制限
- 二 共同鉱業権者の脱退
- 三 採掘権を目的とする抵当権の設定、変更、移転、消滅及び処分の制限

2 前項の規定による登録は、登記に代るものとする。

3 登録に関する規程は、政令で定める。

(登録の効力)

第六十條 前條第一項に掲げる事項は、相続その他の一般承継、死亡による共同鉱業権者の脱退、混同若しくは担保する債権の消滅による抵当権の消滅又は存続期間の満了による鉱業権の消滅の場合を除き、登録しなければ、その効力を生じない。

(表示の変更)

第六十一條 通商産業局長は、鉱区の所在地の名称若しくは地目、境界又は面積についての鉱区図の記載が事実と相違することを発見したときは、その鉱区図を更正し、当該鉱業権につき変更の登録をした後、その旨を鉱業権者に通知しなければならない。

(事業着手の義務)

第六十二條 鉱業権者は、鉱業権の設定又は移転の登録があつた日から六箇月以内に、事業に着手しなければならない。

2 鉱業権者は、やむを得ない事由により前項の期間内に事業に着手することができないときは、期間を定め、事由を具して、通商産業局長の認可を受けなければならない。

3 鉱業権者は、引き続き一年以上その事業を休止しようとするときは、期間を定め、事由を具して、通商産業局長の認可を受けなければならない。

4 鉱業権者は、前項の認可を受けて休止した事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を通商産業局長に届け出なければならない。

(施業案)

第六十三條 試掘権者は、事業に着手する前に、省令で定める手続に従い、施業案を定め、これを通商産業局長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 採掘権者は、事業に着手する前に、省令で定める手続に従い、施業案を定め、通商産業局長の認可を受けなければならない。この認可を受けなければならない。

れを変更するときも、同様とする。

3 通商産業局長は、前項の認可をするには、あらかじめ鉱山保安監督部長に協議しなければならない。

4 鉱業権者は、第一項の規定により届出をし、又は第二項の規定により認可を得た施業案によらなければならない。鉱業を行つてはならない。

(掘探の制限)

第六十四條 鉱業権者は、鉄道、軌道、道路、水道、運河、港湾、河川、湖沼、池、橋、堤防、ダム、かんがい、排水施設、公園、墓地、学校病院、図書館及びその他の公共の用に供する施設並びに建築物の地表地下とも五十メートル以内の場所において鉱物を掘探するときは、他の法令の規定によつて許可又は認可を受けた場合を除き、管理庁又は管理人の承諾を得なければならない。但し、当該管理庁又は管理人は、正当な事由がなければ、その承諾を拒むことができる。

(重複鉱区における鉱業)

第六十五條 第四十六條第一項の規定により隣接鉱区に重複して鉱区の増加の出願をし、その登録を得た採掘権者は、その重複する部分においては、同項の承諾を得て定められた鉱床以外の鉱床に掘進することができない。但し、隣接鉱区の鉱業権が消滅した後は、この限りでない。

第六十六條 異種の鉱床中に存する鉱物の鉱区が重複するときは、その重複する部分については、鉱業権の設定又は鉱区の増加による変更の登録を得た日が同日であるときは、鉱業権者は、他の鉱業権者と協議し、その協議のととのつたところによらなければならない。その部分において鉱物を掘探してはならない。

3 試掘権者が試掘権の存続期間中に、同種の鉱床中に存する鉱物について試掘鉱区に重複して採掘権の設定の出願をし、その許可を受けたときは、前二項の規定の適用については、その重複する部分に限り、試掘権の設定又は試掘鉱区の増加による変更の登録があつた日に採掘権の設定又は試掘鉱区の増加による変更の登録があつたものとみなす。

4 第一項の承諾を得ることができないとき、又は第二項の規定による協議をすることができず、若しくは協議がととのわなないときは、鉱業権者は、通商産業局長の決定を申請することができる。

5 第四十七條第二項から第六項までの規定は、前項の決定に準用する。

の重複する部分について鉱業権の設定又は鉱区の増加による変更の登録を得た日が後である者は、その先である者の承諾を得なければならない。その部分において鉱物を掘探してはならない。但し、鉱業権の設定又は鉱区の増加による変更の登録を得た日が先である者は、正当な事由がなければ、その承諾を拒むことができる。

2 異種の鉱床中に存する鉱区が重複する場合において、その重複する部分については、鉱業権の設定又は鉱区の増加による変更の登録を得た日が同日であるときは、鉱業権者は、他の鉱業権者と協議し、その協議のととのつたところによらなければならない。その部分において鉱物を掘探してはならない。

3 試掘権者が試掘権の存続期間中に、同種の鉱床中に存する鉱物について試掘鉱区に重複して採掘権の設定の出願をし、その許可を受けたときは、前二項の規定の適用については、その重複する部分に限り、試掘権の設定又は試掘鉱区の増加による変更の登録があつた日に採掘権の設定又は試掘鉱区の増加による変更の登録があつたものとみなす。

4 第一項の承諾を得ることができないとき、又は第二項の規定による協議をすることができず、若しくは協議がととのわなないときは、鉱業権者は、通商産業局長の決定を申請することができる。

5 第四十七條第二項から第六項までの規定は、前項の決定に準用する。

(鉱種名の變更)

第六十七條 鉱業権者は、その鉱区において、登録を受けた鉱物と同種の鉱床中に存する他の鉱物を掘探しようとするときは、説明書を添えて通商産業局長に届け出て、その鉱物の存在の確認を受けなければならない。

(鉱業事務所)

第六十八條 鉱業権者は、事業に着手したときは、遅滞なく、鉱区の所在地又はその附近に鉱業事務所を定め、その所在地及び着手の年月日を通商産業局長に届け出なければならない。

(試掘工程表)

第六十九條 試掘権者は、省令で定める手続に従い、試掘工程表を作成し、鉱業事務所へ備えて置かなければならない。

(坑内実測図及び鉱業簿)

第七十條 採掘権者は、省令で定める手続に従い、坑内実測図及び鉱業簿を作成し、鉱業事務所へ備えて置かなければならない。

第三章 租鉱権

(性質)

第七十一條 租鉱権は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除く外、不動産に関する規定を準用する。

第七十二條 租鉱権は、相続その他の一般承継の目的となる外、権利の目的となることができない。

(租鉱区)

第七十三條 租鉱権の区域(以下「租鉱区」という。)の境界は、直線で

定め、地表の境界線の直下を限とする。

(設定)

第七十四條 租鉱権は、特定の鉱床を目的として設定することができる。

第七十五條 同一の区域中同一の区域においては、二以上の租鉱権を設定することができない。但し、前條の場合には、この限りでない。

(存続期間及びその延長)

第七十六條 租鉱権の存続期間は、登録の日から五年以内とする。

2 前項の期間は、その満了に際し、延長することができる。

3 前項の規定により延長する期間は、五年をこえることができない。

4 租鉱権者及び探掘権者は、第二項の規定により存続期間を延長しようとするときは、省令で定める手続に従い、契約書を添えて通商産業局長に申請し、その認可を受けなければならない。

(設定の申請)

第七十七條 租鉱権を設定しようとするときは、租鉱権者となろうとする者及び探掘権者は、省令で定める手続に従い、左に掲げる事項を記載した申請書に区域図、租鉱権の設定を必要とする理由を記載した書面及びその設定に関する契約書を添えて、通商産業局長に提出し、その認可を受けなければならない。

- 一 申請の区域の所在地
- 二 申請の区域の面積
- 三 目的とする鉱物の名称
- 四 探掘権の登録番号

五 鉱床を特定したときは、その鉱床

六 存続期間

七 租鉱料を支拂うべきときは、租鉱料並びにその支拂の時期及び方法

八 氏名又は名称及び住所

2 特定の鉱床を目的として租鉱権を設定しようとするときは、前項の書類の外、申請書に鉱床図及びその説明書を添えなければならない。

3 通商産業局長は、残鉱の掘採その他鉱区の一部における鉱物の経済的開発を行うため必要があると認めるときでなければ、第一項の規定による申請を認可してはならない。

4 租鉱権者となろうとする者が租鉱権の設定の認可の通知を受けた日から三十日以内に、省令で定める手続に従い、登録税を納付しないときは、認可は、その効力を失う。

(租鉱区の増減)

第七十八條 租鉱権者及び探掘権者は、租鉱区を増減することができる。

2 前條の規定は、租鉱区の増減に準用する。

(行為の効力の承継)

第七十九條 租鉱権の設定又は租鉱区の増加があつたときは、この法律の規定により探掘権者がした手続その他の行為は、租鉱権の範囲内において、租鉱権者に対して、その効力を有する。

2 租鉱権の消滅又は租鉱区の減少があつたときは、この法律の規定

により租鉱権者がした手続その他の行為は、探掘権者に対しても、その効力を有する。但し、探掘権の消滅による租鉱権の消滅の場合には、この限りでない。

(探掘権の変更と租鉱権)

第八十條 探掘権者は、租鉱区について、鉱区の減少又は分割の出願をしようとするときは、あらかじめ租鉱権者の承諾を得なければならない。探掘権の上に租鉱権が存する場合において、探掘権を放棄しようとするときも、同様とする。

(消滅の請求)

第八十一條 探掘権者は、租鉱権者が租鉱料を支拂うべき場合において、その支拂を遅滞したときは、三箇月以上の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行しないときは、租鉱権の消滅を請求することができる。

(放棄)

第八十二條 租鉱権者は、租鉱料を支拂うべきときは、六箇月前に予告し、又は期限の到来しない六箇月分の租鉱料を支拂わなければ、租鉱権を放棄することができない。但し、天災その他避けることのできない事由によつて、租鉱権を設定した目的を達することができなくなつたときは、この限りでない。

(取消)

第八十三條 通商産業局長は、租鉱権者が左の各号の一に該当するときは、租鉱権を取り消すことができる。

一 第八十六條の規定に違反して事業に着手しないとき、又は引き

続き六箇月以上休業したとき。
二 施業案によらないで鉱業を行ったとき。

三 鉱山保安法第二十三條第一項の場合において、同項の特別掘採計画によらないで鉱物を掘採したとき。

四 第二百十條の規定による命令に従わないとき。

五 鉱山保安法第二十二條第二項又は第二十四條の規定による命令に従わないとき。

2 第四十條の規定は、前項第一号から第四号までの規定による租鉱権の取消に準用する。

(登録)

第八十四條 租鉱権の設定、変更、存続期間の延長、相続その他の一般承継による移転及び消滅は、鉱業簿に登録する。

2 前項の規定に登録は、登記に代るものとする。

3 登録に関する規程は、政令で定める。

(登録の効力)

第八十五條 前條第一項に掲げる事項は、相続その他の一般承継、探掘権の減少による租鉱権の変更又は探掘権の消滅、探掘権の減少、存続期間の満了若しくは混同による租鉱権の消滅の場合を除き、登録しなければ、その効力を生じない。

(事業着手の義務)

第八十六條 租鉱権者は、租鉱権の設定又は移転の登録があつた日から六箇月以内に、事業に着手しなければならない。

2 租鉱権者は、引き続き六箇月以

上その事業を休止してはならない。

(準用)

第八十七條 第十七條、第二十條、第二十三條第一項から第四項まで、第二十六條、第四十四條第一項から第四項まで、第五十二條から第五十四條まで、第五十六條、第六十一條、第六十三條第二項から第四項まで、第六十四條、第六十八條及び第七十條の規定は、租鉱権及び租鉱権者の鉱業に準用する。

第四章 勧告及び協議

(鉱業権の交換又は売渡)

第八十八條 通商産業局長は、同種の鉱床中に存する鉱物の鉱区が錯さうする地域において、鉱業権の交換又は売渡を行わせることによつてその地域の鉱床を経済的且つ能率的に開発し、公共の利益を増進することができることを認めるときは、鉱業権の交換又は売渡について、当該鉱業権者に勧告することができる。

(鉱区の増減)

第八十九條 通商産業局長は、同種の鉱床中に存する鉱物の探掘権者が隣接する場合において、鉱区の位置形状が鉱床の位置形状と相違し、その鉱区の位置形状を変更しなければその鉱床の完全な開発ができないと認めるときは、当該探掘権者に対し、鉱区の位置形状が鉱床の位置形状に合致するように、鉱区相互の間の鉱区の増減の出願について協議すべきことを勧告することができる。

2 同種の鉱床中に存する鉱物の探掘権者が隣接する場合において、

鉱区の位置形状が鉱床の位置形状と相違し、その鉱区の位置形状を変更しなければその鉱床の完全な開発ができないときは、探掘権者は、他の探掘権者に対し、鉱区の位置形状が鉱床の位置形状に合致するように、鉱区相互の間に鉱区の増減の出願をすることについて協議することが出来る。

3 前二項の規定による協議に基く出願については、第四十五條第三項の規定にかかわらず、第二十二條及び第二十四條から第三十五條までの規定は、適用しない。

4 第一項又は第二項の規定による協議に基く出願は、当事者が連名でなければならぬ。

(決定の申請)

第九十條 前條第一項又は第二項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわなるときは、当事者は、省令で定める手続に従い、通商産業局長の決定を申請することができる。

(聴聞)

第九十一條 通商産業局長は、前條の規定による決定の申請を受理したときは、その申請書の副本を当該探掘権者並びに当該探掘権の抵当権者及び租鉱権者に交付するとともに、当事者の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

2 通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当事者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

3 聴聞に際しては、当事者及び利害関係人に対し、当該事案について、証提を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

(処分禁止)

第九十二條 第九十條の規定による決定の申請があつたときは、探掘権者は、その申請を拒否する旨の決定があるまで、第九十九條の規定によつて決定がその効力を失うまで、又は決定に基き探掘権の変更の登録があるまでは、当該探掘権を譲渡し、又は変更することができない。

(決定)

第九十三條 通商産業局長は、左に掲げる事項を定めて、鉱区相互の間の鉱区の増減の決定をしなければならない。

一 当該鉱区の所在地

二 当該探掘権の登録番号

三 探掘権の変更の内容

四 対価並びにその支拂の時期及び方法

(決定の方法)

第九十四條 前條の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。

2 通商産業局長は、前條の決定をしたときは、決定書の謄本を当事者に交付しなければならない。

(決定の効果)

第九十五條 第九十三條の決定があつたときは、当事者の間に、鉱区相互の間の鉱区の増減について協議がととのつたものとみなす。

2 前項の規定により協議がととのつたものとみなされたときは、当事者の一方は、第八十九條第四項

の規定にかかわらず、單獨で鉱区の増減の出願をすることが出来る。

(鉱区の増減と租鉱権)

第九十六條 探掘権のうち租鉱権が設定されている部分について、第九十三條の決定に基き鉱区の減少の登録があつたときは、租鉱権は、鉱区の減少により租鉱区が減少した限度においては、鉱区の増加があつた探掘権の上にも存続するものとする。

2 通商産業局長は、鉱区相互の間の鉱区の増減について、第九十三條の決定をする場合において、租鉱権が二以上の探掘権の上に存続することとなるときは、決定において租鉱権者が各探掘権者に対して支拂すべき租鉱料の割合を定めなければならない。

(対価の下服の訴)

第七十七條 第九十三條の決定のうち対価について不服のある者は、その決定書の謄本の交付を受けた日から三十日以内に、訴をもつてその額の増減を請求することが出来る。

2 前項の訴においては、第九十條の規定による決定の申請をした者又は当該探掘権者を被告とする。

(対価の供託)

第九十八條 左に掲げる場合においては、対価を支拂うべき者は、その対価を供託しなければならない。

一 対価を受けるべき者がその受領を拒んだとき、又はこれを受領することができないとき。

二 決定のうち対価について不服

の訴があつたとき。

三 当該探掘権について抵当権が存するとき。但し、抵当権者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 前項第三号の場合においては、抵当権者は、供託金に対しても、その権利を行うことができる。

(決定の失効)

第九十九條 対価を支拂うべき者が第九十三條の決定において定めた対価の支拂の時期までに、その対価の全部の支拂又は供託をしないときは、決定は、その効力を失う。

(施業案の変更)

第一百條 通商産業局長は、探掘権者又は租鉱権者の施業案を変更しなければならないときは、その鉱区又は租鉱区の鉱床の完全な開発ができないと認めるときは、探掘権者又は租鉱権者に対し、施業案を変更すべきことを勧告することができる。

2 通商産業局長は、探掘権者又は租鉱権者が前項の規定による勧告を受けた日から六十日以内に施業案を変更しないときは、施業案の変更を命ずることが出来る。

3 第四十條の規定は、前項の規定による命令に準用する。

4 通商産業局長は、第一項の規定による勧告又は第二項の規定による命令をするには、鉱山保安監督部長に協議しなければならない。

第五章 土地の使用及び収用

(土地の立入)

第一百一條 鉱業に関する測量又は实地調査のため必要があるときは、鉱業権の設定を受けようとする者、租鉱権者となろうとする者、

鉱業出願人、鉱業権者又は租鉱権者は、通商産業局長の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は支障となる竹木を伐採することが出来る。

2 通商産業局長は、前項の許可の申請があつたときは、土地の所有者及び占有者並びに竹木の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を與えなければならない。

3 第一項の許可を受けた者は、他人の土地に立ち入り、又は竹木を伐採するときは、あらかじめ土地の占有者及び竹木の所有者に通知しなければならない。

第二百二條 前條の規定により他人の土地に立ち入り、又は竹木を伐採しようとする者は、通商産業局長の許可を受けたことを証する書面を携帯し、土地の占有者又は竹木の所有者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

第二百三條 第一百一條の規定により他人の土地に立ち入り、又は竹木を伐採した者は、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

(使用の目的)

第二百四條 鉱業権者又は租鉱権者は、鉱区若しくは租鉱区又はその附近において他人の土地を左に掲げる目的のため利用することが必要且つ適当であつて、他の土地をもつて代えることが著しく困難なときは、これを使用することが出来る。

一 坑口又は坑井の開設

二 露天掘による鉱物の掘採

三 鉱物の掘採作業のため必要な機械設備の設置

四 鉱物、土石、坑木、火薬類、燃料、鉱さい又は灰じん、の置場又は捨場の設置

五 選鉱又は製錬用の施設の設置

六 鉄道、軌道、索道、道路、運河、用排水路、池井又は電気工

七 鉱害の予防又は回復のため必要な施設

八 鉱業用の事務所又は鉱業に従事する者の宿舎若しくは保健衛生施設

(収用の目的)

第九 採掘権者は、鉱区又はその附近において他人の土地を左に掲げる目的に供した結果、その土地の形質を變更し、これを原状に回復することが著しく困難となつた場合において、なおその土地をその目的に利用することが必要且つ適當であつて、他の土地をもつて代えることが著しく困難なときは、他人の土地を収用することができ

一 坑口又は坑井の開設

二 土石又は鉱さいの捨場の設置

三 選鉱又は製錬用の施設の設置

四 鉄道、軌道、索道、道路又は池井の開設

(許可及び公告)

第九 採掘権者又は租鉱権者は、前二條の規定により他人の土地を使用し又は収用しようとするときは、省令で定める手続に従い、通商産業局長に申請して、その許可を受けなければならない。通商産業局長は、前項の規定に

よる許可の申請があつたときは、関係都道府県知事に協議するとともに、鉱業権者又は租鉱権者並びに土地の所有者及び土地に關して權利を有する者の出頭を求めて、公開による聽聞を行わなければならない。

三 通商産業局長は、前項の聽聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聽聞の期日及び場所を当事者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

四 聽聞に際しては、当事者に対し、当該事案について、証據を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

五 通商産業局長は、第一項の許可をしたときは、左に掲げる事項を公告しなければならない。

一 土地を使用し、又は収用しようとする者の氏名又は名称及び住所

二 使用又は収用の目的

三 使用し、又は収用しようとする土地の所在地及び区域

(土地収用法の適用)

第九 第七條 第四百四條又は第四百五條の規定による土地の使用又は収用に關しては、この法律に別段の定めがある場合を除く外、土地収用法(明治三十三年法律第二十九号)の規定を適用する。

二 第四百四條又は第四百五條の規定による土地の使用又は収用については、前條第一項又は第五項の規定による許可又は公告があつたときは、土地収用法第十二條又は第十四條の規定による事業の認定又は

公告があつたものとみなす。

(水の使用)

第九 第八條 土地の使用及び収用に關する規定は、水の使用に關する權利に準用する。

第六章 鉱害の賠償

第一節 賠償義務

(賠償義務)

第九 第九條 鉱物の掘採のための土地の掘さく、坑水若しくは降水の放流、捨石若しくは鉱さいのたい積又は鉱煙の排出によつて他人に損害を與えたときは、損害の發生の時に於ける当該鉱区の鉱業権者(当該鉱区に租鉱権が設定されているときは、その租鉱区について、当該租鉱権者が、損害の發生の時既に該礦權が消滅しているときは、該礦權の消滅の時における当該礦區の礦業権者)が、損害の消滅の時に当該礦權に租鉱権が設定されていたときは、その租鉱区については、当該租鉱権者が、その損害を賠償する責任を任ずる。

二 前項の場合において、損害が二以上の礦區又は租礦區の礦業権者又は租礦権者の作業によつて生じたときは、各該礦權者又は租礦権者は、連帶して損害を賠償する義務を負う。損害が二以上の礦區又は租礦區の礦業権者又は租礦権者の作業のいずれによつて生じたかを知らることができないときも、同様とする。

三 前二項の場合において、損害の發生の後に該礦權の譲渡があつたときは、損害の時の礦業権者及びその後の礦業権者が、損害の發生の後に租礦權の設定又は消滅があつたときは、損害の發生の時の礦業権者又は租礦権者が、損害の發生の時の礦業権者又は租礦権者に對し、償還を請求することができ

(賠償)

第九 第十一條 損害は、公正且つ適切に賠償されなければならない。

二 損害の賠償は、金錢をもつてする。但し、賠償金額に比して著しく多額の費用を要しないで原状の回復をすることができるときは、被害者は、原状の回復を請求することができ

三 賠償義務者の申立があつた場合において、裁判所が適當であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、金錢をもつてする賠償に代えて原状の回復を命ずることができ

たときは、損害の發生の時の礦業権者又は租礦権者及び損害の發生の後に租礦權者となつた者又は租礦權の消滅後の礦業権者が、連帶して損害を賠償する義務を負う。

四 前三項の規定による賠償については、共同礦業権者又は共同租礦権者(租礦權を共有する者をいう)の義務は、連帶とする。

(負担部分と償還請求)

第九 第十二條 前條第二項に規定する連帶債務者相互の間においては、その各自の負担部分は、等しいものと推定する。

二 前條第三項の場合において、礦業権を譲り受けた者、損害の發生の後に租礦權者となつた者又は租礦權の消滅後の礦業権者が賠償の義務を履行したときは、損害の發生の時の礦業権者又は租礦権者に對し、償還を請求することができ

(損害賠償の予定)

第九 第十四條 損害賠償の額が予定された場合において、その額が著しく不當であるときは、当事者は、その増減を請求することができ

二 土地又は建物に關する損害について予定された賠償額の支拂は、賠償の目的となる損害の原因及び内容並びに賠償の範囲及び金額について、政令で定めるところにより、登録をしたときは、その後その土地又は建物について權利を取得した者に対しても、その効力を生ず

(消滅時効)

第九 第十五條 損害賠償請求權は、被害者が損害及び賠償義務者を知つた時から三年間行わないときは、時効によつて消滅する。損害の發生の時から二十年を経過したときも、同様とする。

二 前項の期間は、進行中の損害に

の賠償に關する爭議の予防又は解決に資するため、地方損害賠償基準協議会に諮問して、損害の賠償の範囲、方法等についての公正且つ適切な一般的基本標準を作成し、これを公表することができ

二 何人も、前項の基準に拘束されるものではない。

(賠償についてのいんしやく)

第九 第十三條 損害の發生に關して被害者の責に歸すべき事由があつたときは、裁判所は、損害賠償の責任及び範囲を定めるのについて、これをいんしやくすることができ

天災その他の不可抗力が競合したときも同様とする。

第九 第十四條 損害賠償の額が予定された場合において、その額が著しく不當であるときは、当事者は、その増減を請求することができ

二 土地又は建物に關する損害について予定された賠償額の支拂は、賠償の目的となる損害の原因及び内容並びに賠償の範囲及び金額について、政令で定めるところにより、登録をしたときは、その後その土地又は建物について權利を取得した者に対しても、その効力を生ず

(消滅時効)

第九 第十五條 損害賠償請求權は、被害者が損害及び賠償義務者を知つた時から三年間行わないときは、時効によつて消滅する。損害の發生の時から二十年を経過したときも、同様とする。

二 前項の期間は、進行中の損害に

の賠償に關する爭議の予防又は解決に資するため、地方損害賠償基準協議会に諮問して、損害の賠償の範囲、方法等についての公正且つ適切な一般的基本標準を作成し、これを公表することができ

二 何人も、前項の基準に拘束されるものではない。

(賠償についてのいんしやく)

第九 第十三條 損害の發生に關して被害者の責に歸すべき事由があつたときは、裁判所は、損害賠償の責任及び範囲を定めるのについて、これをいんしやくすることができ

つては、その進行のやんだ時から起算する。

(適用除外)

第百十六條 この章の規定は、鉱業に従事する者の業務上の負傷、疾病及び死亡に關しては、適用しない。

第二節 担保の供託

(供託)

第百十七條 石炭又は亜炭を目的とする鉱業権者又は租鉱権者は、省令で定める手続に従い、当該鉱区又は租鉱区に關する損害の賠償を担保するためその前年中に掘採した石炭又は亜炭の數量に應じて、毎年一定額の金錢を供託しなければならない。

2 前項の規定により供託すべき金錢の額は、前年中に掘採した石炭又は亜炭の數量一トンにつき二十円をこえない範圍内において通商産業局長が毎年鉱区又は租鉱区ごとに定める額とする。

3 通商産業局長は、石炭及び亜炭以外の鉱物を目的とする鉱業権者又は租鉱権者について、当該鉱区又は租鉱区に關する損害の賠償を担保するため必要があると認めるときは、当該鉱区又は租鉱区において前年中に掘採した鉱物の価額の百分の一をこえない範圍内において定める額の金錢を供託すべきことを命ずることができる。

4 第一項又は前項の規定により供託すべき金錢は、その金額に相當する國債をもつてこれに代えることができる。

第百十八條 被害者は、損害賠償請求權に關し、前條の規定により当該

該鉱区又は租鉱区に關する賠償を担保するため供託された金錢につき、他の債権者に優先して弁済を受ける權利を有する。

2 前條の權利の實行に關する手続は、政令で定める。

(取戻し)

第百十九條 鉱業権者若しくは租鉱権者又は鉱業権者若しくは租鉱権者であつた者は、左に掲げる場合においては、省令で定める手続に従い、通商産業局長の承認を受け、供託した金錢を取り戻すことができる。

一 当該鉱区又は租鉱区又は租鉱区に關する損害をしたとき。

二 鉱業権の消滅又は租鉱権の消滅若しくは該区の減少による租鉱権の消滅の後十年を経過しても、損害が生じないとき。

(事業の停止)

第百二十條 通商産業局長は、供託をしなければならぬ者が供託をしないときは、その事業の停止を命ずることができる。

(權利の移轉)

第百二十一條 鉱業権者が鉱業権を譲渡したときは、供託した金錢に對する權利は、それによつて譲受人に移轉する。

2 租鉱権が消滅したときは、鉱業権の消滅又は該区の減少による場合を除き、供託した金錢に對する權利は、租鉱権者に移轉する。

第三節 和解の仲介及び調停

(和解の仲介の申立)

第百二十二條 鉱害の賠償に關して爭議が生じたときは、当事者は、省令で定める手続に従い、通商産業局長に和解の仲介の申立をする

業局長に和解の仲介の申立をすることが出来る。

(仲介員名簿の作成)

第百二十三條 通商産業局長は、毎年仲介員候補者十五人以上を委嘱し、その名簿を作成して置かなければならない。

2 前項の仲介員候補者は、一般公益を代表する者並びに鉱業、農業、林業又はその他の産業に關し知識経験を有する者のうちから、委嘱されなければならない。

(仲介員の指定)

第百二十四條 通商産業局長は、第百二十二條の規定による申立があつたときは、前條第一項の名簿に記載されている者のうちから、仲介員五人以内を指定しなければならない。

2 前項の場合において、鉱害が農業、林業又はその他の産業に關するものであるときは、仲介員のうち、少くとも一人は、当該産業に關し知識経験を有するもののうちから、指定されなければならない。

(仲介員の任務)

第百二十五條 仲介員は、爭議の實情を詳細に調査し、事件が公正に解決されるように努めなければならない。

(調停の申立)

第百二十六條 鉱害の賠償に關して爭議が生じたときは、当事者は、損害の発生地を管轄する地方裁判所又は当事者の合意で定める地方裁判所に調停の申立をすることが出来る。

(調停の中止)

第百二十七條 調停の申立は、爭議の實情を明らかにしてしなければならない。

(却下)

第百二十八條 裁判所は、当事者が不当な目的のみだりに調停の申立をしたと認めるときは、その申立を却下することができる。

の實情を明らかにしてしなければならない。

(移送)

第百二十九條 調停の申立を受けた裁判所が調停をするについて適當であると認めるときは、決定をもつて事件を他の裁判所に移送することができる。

2 前項の決定に對しては、不服を申し立てることができない。

(職權調停)

第百三十條 鉱害の賠償に關する爭議について訴訟が係属するときは、受訴裁判所は、職權をもつて事件を地方裁判所の調停に付することができる。

(訴訟手続の中止)

第百三十一條 調停の申立を受理した事件について訴訟が係属するときは、又は前條の規定により事件が調停に付されたときは、受訴裁判所は、決定をもつて調停の終了の時まで訴訟手続を中止することができる。

(和解の仲介の申立の勧告)

第百三十二條 裁判所は、調停の申立を受理したとき、又は第百三十條の規定により事件が調停に付されたときは、調停の前に、当事者に對し、第百二十二條の規定によ

り通商産業局長に和解の仲介の申立をすべきことを勧告することが出来る。

(調停委員会)

第百三十三條 裁判所は、調停の申立を受理したとき、又は第百三十條の規定により事件が調停に付されたときは、調停委員会を開かなければならない。但し、爭議の實情にかんがみその必要がないと認めるときは、調停委員会を開かないで調停をすることが出来る。

2 当事者の申立があるときは、前項但書の規定にかかわらず、裁判所は、調停委員会を開かなければならない。

(總代の選任)

第百三十四條 当事者が多数であるときは、その全部又は一部を代表して調停に關する一切の行為を行わせるため、總代を選任することが出来る。

2 裁判所は、前項の總代がない場合において、必要があると認めるときは、總代の選任を命ずることができる。

(選任の証明及び解任の届出)

第百三十五條 總代の選任は、書面で証明しなければならない。

(解任)

第百三十六條 裁判所は、期日を定めて、当事者又は總代を呼び出さなければならない。

(呼出)

2 前項の規定による呼出を受けた者は、正当な事由がなければ、出

頭を拒むことができない。

(調停参加)

第二百三十七條 調停の結果について利害関係がある者(以下この節において「利害関係人」という)は、裁判所の許可を受けて、調停に参加することができる。

2 裁判所は、利害関係人の参加を求めることができる。

(出頭)

第二百三十八條 当事者、総代及び利害関係人は、自ら出頭しなければならない。但し、やむを得ない事由があるときは、代理人を出頭させることができる。

2 弁護士でない者が前項の代理人となるには、裁判所の許可を受けなければならない。

3 裁判所は、いつでも前項の許可を取り消すことができる。

(意見の聴取)

第二百三十九條 裁判所は、関係行政機関その他適當と認める者に対して、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

2 関係行政機関は、裁判所に対して意見を述べるができる。

(手続の非公開)

第二百四十條 裁判所における調停手続は、公開しない。但し、裁判所は、適當と認める者の傍聴を許可することができる。

(費用の予約)

第二百四十一條 裁判所は、費用を要する行為について、当事者の一方又は双方に、その費用を予約させることができる。

(申立の方式)

第二百四十二條 申立その他の申述

は、書面又は口頭ですることができる。口頭で申述するときは、裁判所書記官は、その調書を作らなければならない。

(調書)

第二百四十三條 裁判所の調停については、裁判所書記官は、その調書を作らなければならない。

(調停前の措置)

第二百四十四條 裁判所は、調停の前に、調停のため必要と認める措置をすることができる。

(費用の負担)

第二百四十五條 裁判所の調停係項中に費用の負担に関する定をしなかつたときは、各当事者は、その支出した費用を自ら負担する。

(調停の効力)

第二百四十六條 調停は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

(調停委員会の構成)

第二百四十七條 調停委員会は、調停主任一人及び調停委員二人以上をもつて組織する。

(調停主任)

第二百四十八條 調停主任は、裁判官のうちから毎年あらかじめ地方裁判所が指定する。

(調停委員)

第二百四十九條 調停委員は、特別の知識経験を有し、公正な調停をするのに適當な者について、毎年あらかじめ地方裁判所の選任した者又は当事者の合意によつて選定された者のうちから、各事件について調停主任が指定する。

(調停委員会の開催場所)

第二百五十條 調停主任は、争議の突

情にかんがみ適當であると認める場所、調停委員会を開かなければならない。

(調停主任の指揮権)

第二百五十一條 調停委員会における調停手続は、調停主任が指揮する。

(決議)

第二百五十二條 調停委員会の決議は、調停委員の過半数の意見による。可否同数のときは、調停主任が決するところによる。

(評議の秘密)

第二百五十三條 調停委員会の評議は、秘密とする。

(準用)

第二百五十四條 第三百三十四條から第三百四十五條までの規定は、調停委員会における調停手続に準用する。

(証提調)

第二百五十五條 調停委員会は、当事者、総代又は利害関係人の陳述を聞き、且つ、必要があると認めるときは、証提調をすることができる。

(調停委員会)

2 調停委員会は、調停主任に証提調をさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所にこれを囑託することができる。

3 証提調については、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)を準用する。

4 証人及び鑑定人の受ける旅費、日当及び宿泊料については、民事訴訟費用法(明治二十三年法律第六十四号)を準用する。

(調停をしない場合)

第二百五十六條 調停委員会は、第百

二十八條に規定する事由があると認めるときは、調停をしないことができる。

(調停の認可)

第二百五十七條 調停が成立したときは、裁判所は、調停主任の報告を聞き、調停の認可について決定をしなければならない。

2 調停認可の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

3 調停不認可の決定に対しては、当事者又は総代は、民事訴訟法の規定に従い、即時抗告をすることができる。

第二百五十八條 裁判所は、調停が著しく公正でないとき認めるときでなければ、調停不認可の決定をすることができる。

(調停委員会の調停の効力)
第二百五十九條 調停委員会を開いた場合には、調停は、認可の決定があつたときに限り、裁判上の和解と同一の効力を有する。

(手数料)

第二百六十條 調停の申立をするには、手数料を納付しなければならない。

2 前項の手数料の額は、調停を求め事項の価額千円につき二十円をこえない範囲内において政令で定める額とする。

(記録の閲覧等)

第二百六十一條 当事者又は利害関係人は、政令で定める手数料を納付して、記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本、抄本若しくは事件に関する証明書の付與を裁判所書記官に求めることができる。但し、当事者が事件の係属中に記

録の閲覧又は謄写をするときは、手数料を納付することを要しない。

(旅費、日当及び宿泊料)

第二百六十二條 調停委員には、旅費、日当及び宿泊料を支給する。

2 前項の旅費、日当及び宿泊料の額は、政令で定める。

(仲裁判断)

第二百六十三條 調停委員会は、当事者の合意があるときは、損害の賠償に関する争議について民事訴訟法による仲裁判断をすることができる。

2 前項の場合には、当事者の指定した調停委員会の属する裁判所は、申立により調停委員会を開かなければならない。

(準用)

第二百六十四條 第六十條から第六十二條までの規定は、前條の規定による仲裁に準用する。

(設置)

第二百六十五條 通商産業局に、地方鉱害賠償基準協議会を置く。

(所掌事務)

第二百六十六條 地方鉱害賠償基準協議会は、通商産業局長の諮問に依りて、第二百六十二條第一項の基準に關し調査審議する。

(組織)

第二百六十七條 地方鉱害賠償基準協議会は、委員長及び委員十二人以上をもつて組織する。

2 委員長及び委員は、関係行政機関の職員のうちから、通商産業局長が任命する。

（勤務）

第百六十八條 委員長及び委員は、非常勤とする。

（委員長）

第百六十九條 委員長は、地方鉱害賠償協議協議会の会務を総理する。

（議事の手続）

第百七十條 この法律に定めるものの外、議事の手続その他地方鉱害賠償協議協議会の運営に關し必要な事項は、通商産業局長が定める。

第七章 異議の申立

（異議の申立）

第百七十一條 この法律又はこの法律に基く命令の規定による通商産業局長の処分不服のある者は、通商産業大臣に対して異議の申立をすることができる。但し、第百八十七條の規定により土地調整委員会の裁定を申請することができない事項については、この限りでない。

2 異議の申立は、処分の通知を受けるべき者にあつては処分の通知を受けた日から、その他の者にあつては処分の公示の日から三十日以内、理由を記載した申立書を通商産業大臣に提出して、行わなければならない。

3 正当な事由により前項の期間内に異議の申立をすることができなかつたことを疎明したときは、同項の期間の経過後でも、異議の申立をすることができる。

（却下）

第百七十二條 通商産業大臣は、異議の申立が不適法であると認めるときは、直ちにこれを却下する。

（前項の規定による却下の決定）

2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。

（通商産業大臣は、決定書の正本を申立人に交付しなければならない。）

3 通商産業大臣は、決定書の正本を申立人に交付しなければならない。

（異議の申立と処分の執行）

第百七十三條 異議の申立は、処分の執行を停止しない。但し、通商産業大臣は、処分の執行により生ずることのある償ふことのできない損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、申立により又は職権で、その執行を停止することができる。

（通商産業大臣は、前項但書の規定による決定をしたときは、異議の申立をした者、当該処分の相手方及び通商産業局長にその旨を通知するとともに、その旨を公示しなければならない。）

2 通商産業大臣は、前項但書の規定による決定をしたときは、異議の申立をした者、当該処分の相手方及び通商産業局長にその旨を通知するとともに、その旨を公示しなければならない。

（申立書の副本の送付等）

第百七十四條 通商産業大臣は、異議の申立があつたときは、第百七十二條第一項の規定により却下する場合を除き、申立書の副本を処分を行つた通商産業局長に送付しなければならない。

（通商産業局長は、前項の規定による申立書の副本の送付を受けた日から十日以内に弁明書を通商産業大臣に提出しなければならない。）

2 通商産業局長は、前項の規定による申立書の副本の送付を受けた日から十日以内に弁明書を通商産業大臣に提出しなければならない。

から三十日以内に、聴聞を開始しなければならない。

第百七十六條 通商産業大臣は、聴聞の期日及び場所を定め、異議の申立をした者及び処分を行つた通商産業局長に通知しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定による通知をしたときは、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

（参加）

第百七十七條 異議の申立をした者の外、聴聞に参加して意見を述べようとする者は、利害關係のある理由及び主張の要旨を記載した文書をもつて、通商産業大臣に、利害關係人として参加する旨を申し出て、その許可を受けなければならない。

（証拠の提示等）

第百七十八條 聴聞に際しては、異議の申立をした者、当該処分の相手方及び前條の規定により参加した者に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べ、機会を與えなければならない。

（決定）

第百七十九條 通商産業大臣は、聴聞の結果及び第百七十四條第二項の弁明書に基づき事案の決定を行う。

2 前項の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。

3 通商産業大臣は、決定書の正本を異議の申立をした者、当該処分の相手方及び第百七十七條の規定により参加した者並びに処分を行つた通商産業局長に送付するとともに、決定の要旨を公示しなければならない。

（手続）

第百八十條 この章に定めるものの外、異議の申立に關する手続は、省令で定める。

第八章 補則

（手数料）

第百八十一條 別表上欄に掲げる者は、それぞれ同表下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

（修正又は補充）

第百八十二條 通商産業局長は、鉱業に關する出願、申請及び届出の書面並びに図面が完備していないときは、相當の期限を附してその修正又は補充を命ずることができ（立会通知）

第百八十三條 通商産業局長は、鉱業権若しくは租鉱権の設定若しくは変更に關する出願若しくは申請又は鉱区若しくは租鉱区について実地調査の必要があることを認めるときは、調査に従事する職員、調査事項、立会場所及び調査日時を指定し、鉱業出願人、租鉱権者となろうとする者、鉱業権者又は租鉱権者に立会を命ずることができ（鉱区等の調査）

第百八十六條 隣接する鉱区又は租鉱区の鉱業権者又は租鉱権者その他の利害關係人は、他人の鉱区又は租鉱区については、通商産業局長に、その実地調査を依頼することができ（却下）

第百八十四條 通商産業局長は、左

2 前項の実地調査を依頼しようとする者は、省令で定める手続に従い、申請書に理由書を添えて提出

に掲げる場合においては、鉱業権の設定又は変更に關する出願を却下しなければならない。

一 第二十五條第二項の規定による命令を受けた場合において、同項の規定により指定した期限までに同項の書面を提出しないとき。

二 第二十六條の規定による命令を受けた場合において、同條の規定により指定した期限までに同條の設計書を提出しないとき。

三 第百八十二條の規定による命令を受けた場合において、同條の規定により指定した期限までに修正又は補充をしないとき。

四 前條の規定による命令を受けた場合において、実地調査に際し出願の区域を明示することができず、又は同條の規定により指定した日時に立会をしないとき。

（不許可等の理由）

第百八十五條 鉱業権又は租鉱権の設定又は変更の出願又は申請を許可せず、又は認可しない旨の通知には、その理由を附さなければならない。

（鉱区等の調査）

第百八十六條 隣接する鉱区又は租鉱区の鉱業権者又は租鉱権者その他の利害關係人は、他人の鉱区又は租鉱区については、通商産業局長に、その実地調査を依頼することができ（却下）

第百八十四條 通商産業局長は、左

2 前項の実地調査を依頼しようとする者は、省令で定める手続に従い、申請書に理由書を添えて提出

に掲げる場合においては、鉱業権の設定又は変更に關する出願を却下しなければならない。

一 第二十五條第二項の規定による命令を受けた場合において、同項の規定により指定した期限までに同項の書面を提出しないとき。

二 第二十六條の規定による命令を受けた場合において、同條の規定により指定した期限までに同條の設計書を提出しないとき。

三 第百八十二條の規定による命令を受けた場合において、同條の規定により指定した期限までに修正又は補充をしないとき。

四 前條の規定による命令を受けた場合において、実地調査に際し出願の区域を明示することができず、又は同條の規定により指定した日時に立会をしないとき。

（不許可等の理由）

第百八十五條 鉱業権又は租鉱権の設定又は変更の出願又は申請を許可せず、又は認可しない旨の通知には、その理由を附さなければならない。

しなければならない。

3 第一項の実地調査を依頼しようとする者は、調査に要する人夫及び物品を提供しなければならない。

(裁定の申請)

第百八十七條 第十九條第五項の許可若しくはその許可、第二十一條第一項(第四十五條第三項において準用する場合を含む。以下同じ。の許可、第三十五條(第四十五條第三項において準用する場合を含む。以下同じ。に規定する場合を含む。以下同じ。に規定する場合に該当することを理由とする不許可、第五十三條(第八十七條において準用する場合を含む。の規定による鉱区若しくは租鉱区の減少の処分若しくは鉱業権若しくは租鉱権の取消、第百六條第一項の許可若しくはその拒否又は第百七條第一項の規定により適用される土地收用法の規定による土地の使用若しくは收用に関する裁決若しくは決定に不服のある者は、土地調整委員会の裁定を申請することができる。但し、第二十一條第一項の許可については、第三十五條の規定に違反することを理由とする場合に限り。

2 前項の規定により土地調整委員会の裁定を申請することができる事項については、土地收用法第八十一條第一項の規定による訴願を提起することができる。

(公示)

第百八十八條 通商産業局長は、この法律又はこの法律に基く命令の規定による処分をしたときは、省令で定める手続に従い、その要旨

を公示しなければならない。

(揭示)

第百八十九條 通商産業局長は、第二十二條第一項の許可の通知、第二十五條第一項の規定による通知又は第百八十二條若しくは第百八十三條の規定による命令をする場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不明なときは、鉱業出願人若しくは鉱業権者にあつては願書若しくは鉱業原簿に記載された住所の所在地の、土地の所有者にあつては採掘出願地の所在地の市役所、町村役場又はこれに準ずるものの揭示場、その通知又は命令の内容を揭示するとともに、その揭示をした旨及びその要旨を官報に掲載しなければならない。この場合においては、揭示を始めた日又は官報に掲載した日のいずれか遅い日から十四日を経過した日に、その通知又は命令は、相手方に到達したものとみなす。

(報告及び検査)

第百九十條 通商産業大臣及び通商産業局長は、この法律の施行に必要な限度において、鉱業権者若しくは租鉱権者からその業務の状況に関する報告を徴し、又はその職員にその事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定により立ち入る検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による検査の権限

は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第九章 罰則

第百九十一條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第七條の規定に違反した者

二 詐欺その他不正の行為により第二十一條第一項の許可を受けた者

2 過失により鉱区外又は租鉱区外に侵削した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第百九十二條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第六十三條第四項(第八十七條において準用する場合を含む。の規定に違反した者

二 第六十四條第八十七條において準用する場合を含む。の規定に違反して鉱物を掘採した者

三 第百條第二項の規定による命令に違反した者

四 第百二十條の規定による命令に違反した事業を停止しなかつた者

第百九十三條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第六十九條又は第七十條(第八十七條において準用する場合を含む。の規定に違反した者

二 第百二條の規定に違反して書面を携帯せず、又はこれを呈示しなかつた者

三 第百九十四條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第百九十五條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第百九十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

別表

納付しなければならない者	金額
一 第十八條第二項の規定により試掘権の存続期間の延長の申請をする者	一件につき 二千元
二 第十九條第二項の規定により採掘権の存続期間の延長の申請をする者	一件につき 四千元
三 第二十一條第一項の規定により鉱業権の設定の出願をする者	一件につき 三千円
四 第三十六條第一項の規定により鉱業出願地の増減の出願をする者	一件につき 五千円
五 第四十二條の規定により鉱業出願人の地位の承継の出願をする者	一件につき 二百五十円

第百九十五條 第百三十六條(第百五十四條において準用する場合を含む。の規定による裁判所又は調停委員会の呼出を受けた者が、正当な事由がないのに出頭しないときは、調停事件の係属する裁判所は、三千元以下の過料に処することができる。

附 則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。

2 左に掲げる法律は、廃止する。

鉱業法(明治三十八年法律第四十五号)

砂鉱法(明治四十二年法律第十号)

探掘権の設定

六 第四十五條第一項の規定により鉱区の増減の出願をする者

試験鉱区の増加又は増加及び減少

試験鉱区の減少

探掘鉱区の増加又は増加及び減少

探掘鉱区の減少

七 第五十條第一項又は第二項の規定により探掘鉱区の分割又は合併の出願をする者

八 第六十六條第四項の規定により決定の申請をする者

九 第六十七條の規定による届出をする者

十 第七十六條第四項の規定により租鉱権の存続期間の延長の申請をする者

十一 第七十七條第一項の規定により租鉱権の設定の認可の申請をする者

十二 第七十八條第一項の規定により租鉱区の増減の申請をする者

租鉱区の増加又は増加及び減少

租鉱区の減少

十三 第九十條の規定により決定の申請をする者

十四 第一百一條第一項の規定により土地の立入又は竹木の伐採の許可の申請をする者

十五 第六十六條第一項の規定により土地の使用又は収用の許可の申請をする者

十六 第六十八條第一項の規定により突施調査を依頼する者

一件につき 二百円

一件につき 二千八百円

一件につき 七百円

一件につき 四千五百円

一件につき 千円

一件につき 四千円

一件につき 千円

一件につき 六百元

一件につき 二千元

一件につき 三千円

一件につき 二千元

一件につき 四千元

一件につき 二千円

一件につき 四千元

一件につき 三千円

一件につき 二千元

一件につき 四千元

一件につき 二千円

一件につき 千円

第七章 罰則(第四十二條—第四十四條)

附則 第一章 總則

(目的)

第一條 この法律は、探石権の制度を創設し、岩石の採取の事業の健全な発達を図ることによつて公共の福祉の増進に寄與することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「岩石」とは、花こう岩、せしん岩、はんれい岩、かんらん岩、はん岩、ひん岩、輝綠岩、粗面岩、安山岩、玄武岩、れき岩、砂岩、けつ岩、粘板岩、凝灰岩、片麻岩、じや紋岩、結晶片岩、ベントナイト、酸性白土、けいそう土、陶石、雲母及びひる石をいう。

(行為の効力)

第三條 この法律の規定によつてした処分、手続その他の行為は、探石権者、岩石の採取の事業(以下「探石業」という。)を行う者(以下「探石業者」という。)又は土地の所有者その他の土地に關して權利を有する者の承諾人に対して、その効力を有する。

第二章 探石権

(内容及び性質)

第四條 探石権者は、設定行為をもつて定めるところに従ひ、他人の土地において岩石を採取する權利を有する。

2 探石権は、その内容が地上権又は永小作権による土地の利用を妨げないものに限り、これらの權利の目的となつてゐる土地にも、設定することが出来る。但し、地上

権者又は永小作権者の承諾を得なければならぬ。

3 探石権は、物權とし、地上權に關する規定を準用する。

(存続期間)

第五條 探石権の存続期間は、設定行為をもつて定めるところを要する。

2 前項の存続期間は、二十年以内とする。若し二十年より長い期間をもつて探石権を設定したときは、その存続期間は、二十年に短縮する。

第六條 前條の期間は、更新することが出来る。但し、更新の時から二十年をこえることができない。

(探石料の増減)

第七條 探石料が岩石の価格の変動又は土地に対する租税その他の公課の増減によつて著しく不相當となつたときは、当事者は、將來に向つてその増減を請求することが出来る。

(土地の返還)

第八條 探石権は、探石権が消滅したときは、その土地を原状に回復し、又は原状に回復しないことによつて生ずる損失を補償して、土地を返還しなければならぬ。

2 民法(明治二十九年法律第八十九號)第六百八十八條第二項(有益費の償還)の規定は、前項の場合に準用する。

(協議)

第九條 探石権の設定を受けようとする者又は探石権を譲り受けようとする者は、探石権の設定又は譲受について、省令で定める手続に従ひ、通商産業局長の許可を受け

て、土地の所有者及び土地に關して第三者に対抗することが出来る權利を有する者(以下「權利者」という。)又は探石権者に対し協議することが出来る。

2 探石権の消滅後一年以内は、探石権者であつた者は、その探石権が設定されてゐた土地について前項の許可を申請することができない。

(許可の基準)

第十條 通商産業局長は、左に掲げる場合において、前條第一項の許可をしてはならない。

一 その土地が鉄道、軌道、道路、水道、運河、港灣、河川、湖、沼、池、橋、堤防、ダム、かんがい、排水施設、公園、墓地、學校、圖書館若しくはその他の公共の用に供する施設の敷地若しくは用地又は建物の敷地であるとき。

二 他にその土地において探石業を行つてゐる者があるとき。

2 通商産業局長は、前條第一項の許可をする場合においてその土地が保安林であるときは、あらかじめ関係都道府県知事に協議しなければならぬ。

(許可の通知)

第十一條 通商産業局長は、第九條第一項の許可をしたときは、直ちにその旨を土地の所有者及び權利者その他の土地に關して權利を有する者又は探石権者に通知しなければならぬ。

(決定の申請)

第十二條 探石権の設定を受けようとする者又は探石権を譲り受けようとする者は、第九條第一項の規

探石法案

探石法

目次

第一章 總則(第一條—第三條)

第二章 探石権(第四條—第三十一條)

第三章 探石業(第三十二條—第三十三條)

第四章 土地の使用(第三十四條—第三十六條)

第五章 異議の申立及び裁定の申請(第三十七條—第三十八條)

第六章 補則(第三十九條—第四十一條)

定による協議をすることができず、又は協議がととのわなるときは、省令で定める手続に従い、通商産業局長の決定を申請することができる。

(申請書の副本の交付等)

第十三條 通商産業局長は、前條の規定による決定の申請を受理したときは、その申請書の副本を土地の所有者及び権利者又は採石権者に交付し、且つ、申請の要旨を土地に關して権利を有する者で権利者以外の者に通知しなければならない。

2 通商産業局長は、前項の規定により申請書の副本を交付したときは、直ちに次條第一項又は第二項の規定による処分制限の登記を囑託しなければならない。

(処分の制限)

第十四條 土地の所有者は、前條第一項の規定による申請書の副本の交付を受けた後は、第十二條の規定による申請を拒否する旨の決定があるまで、第二十六條第一項の規定により第十二條若しくは次條第一項の決定若しくは第三十八條第一項の決定がその効力を失うまで、又は第十二條若しくは次條第一項の決定に基く採石権の設定若しくは土地の所有権の移転の登記の申請があるまでは、通商産業局長の許可を受けなければ、その土地に新たな権利を設定することができない。

2 採石権者は、前條第一項の規定による申請書の副本の交付を受けた後は、第十二條の規定による申請を拒否する旨の決定があるま

で、第二十六條第一項の規定により第十二條の決定がその効力を失うまで、又は同條の決定に基く採石権の移転の登記の申請があるまでは、通商産業局長の許可を受けなければ、採石権を変更し、又は消滅させることができない。

3 第十二條の規定による決定の申請をした者は前條第一項の規定による申請書の副本の交付があつた後において事業を廃止し、又は変更したときは、その事業の廃止又は変更によつて土地の所有者又は採石権者が受けた損失を補償しなければならない。

(買取)

第十五條 土地の所有者は、採石権が設定されることによつてその土地を従来用いていた目的に供することができなくなるときは、通商産業局長に対し、採石権を設定すべき旨を定める決定をする場合において、これに代えてその土地を買い取るべき旨を定める決定をすべきことを申請することができる。

2 権利者は、権利が変更されることによつて変更後の権利を従来用いていた目的に供することができなくなるときは、通商産業局長に対し、決定において権利を変更すべき旨を定める場合においては、これとともにその変更後の権利を買い取るべき旨を定めるべきことを申請することができる。

3 通商産業局長は、前二項の規定による申請があつたときは、その

旨を採石権の設定を受けようとする者に通知しなければならない。

(決定の基準)

第十六條 産業局長は、左に掲げる場合においては、採石権を設定し、又は権利者の権利を変更し、若しくは消滅させるべき旨を定める決定をしてはならない。

一 第十條第一項各号に掲げる場合

二 その土地における岩石の採取が保健衛生上害があり、公共の用に供する施設を破壊し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反するとき。

三 その土地における岩石の採取が経済的に価値がないとき。

四 その土地における岩石の採取が他人の採石業を妨害するとき。

2 通商産業局長は、採石権を設定すべき旨を定める決定をしようとする場合において、前條第一項の規定による申請があり、且つ、その土地を従来用いていた目的に供することができなくなると認めるときは、その土地を買い取るべき旨を定める決定をしなければならない。

3 通商産業局長は、決定において権利者の権利を変更すべき旨を定めようとする場合において、前條第二項の規定による申請があり、且つ、変更後の権利を従来用いていた目的に供することができなくなると認めるときは、決定においてその変更後の権利を買い取るべき旨を定めなければならない。

4 通商産業局長は、左に掲げる場合でなければ、採石権を譲り渡すべき旨を定める決定をしてはならない。

一 採石権者が天災その他避けることができない事由がないのに引き続き二年以上採石業を休止しているとき。

二 採石権者が現に採石業を行つておらず、且つ、六箇月以内に採石業に着手する見込がないとき。

(聴聞)

第十七條 通商産業局長は、第十二條又は第十五條第一項の決定をしようとするときは、あらかじめ採石権の設定を受けようとする者又は採石権を譲り受けようとする者並びに土地の所有者及び権利者の他土地に關して権利を有する者又は採石権者の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

2 通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当事者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

3 聴聞に際しては、当事者に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

(土地調整委員会の承認)
第十八條 通商産業局長は、第十二條又は第十五條第一項の決定をしようとするときは、あらかじめ土地調整委員会の承認を得なければならない。

(法定事項)
第十九條 通商産業局長は、左に掲げる事項を定めて、採石権を設定し、又は権利者の権利を変更し、若しくは消滅させるべき旨を定める決定をしなければならない。

一 採石権を設定すべし土地の区域

二 採石権の設定の時期

三 採石権の存続期間

四 採石料並びにその支拂の時期及び方法

五 変更し、又は消滅させるべき権利者の権利及び変更すべき権利者の権利については、その範圍

六 変更後の権利を買い取るべき旨を定めるときは、その買い取るべき変更後の権利、買取の時期、対価並びにその支拂の時期及び方法

七 土地の所有者及び権利者その他に關して権利を有する者に支拂うべき補償金並びにその支拂の時期及び方法

2 通商産業局長は、左に掲げる事項を定めて、土地を買い取るべき旨を定める決定をしなければならない。

一 買い取るべき土地の区域

二 土地の買取の時期

三 対価及び権利者その他土地に關して権利を有する者に支拂うべき補償金並びにその支拂の時期及び方法

四 前項第五号及び第六号に掲げる事項
3 通商産業局長は、左に掲げる事項を定めて、採石権を譲り渡すべ

き旨を定める決定をしなければならぬ。

一 譲り渡すべき採石権の目的となつてゐる土地の所在地及びその範囲

二 採石権の譲渡の時期

三 対価並びにその支拂の時期及び方法

(決定の方法)

第二十條 第十二條又は第十五條第一項の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならぬ。

2 通商産業局長は、第十二條又は第十五條第一項の決定をしたときは、決定書の謄本を採石権の設定を受けようとする者又は採石権を譲り受けようとする者並びに土地の所有者及び権利者その他土地に關して権利を有する者又は採石権者に交付しなければならぬ。

(決定の効力)

第二十一條 第十二條又は第十五條第一項の決定があつたときは、決定の定めるところに従ひ、採石権の設定を受けようとする者と土地の所有者及び権利者その他土地に關して権利を有する者との間に採石権の設定、土地の買取又は権利者の権利の変更、消滅若しくは買取について、採石権を譲り受けようとする者と採石権者との間に採石権の譲受について、それぞれ協議がととのつたものとみなす。

(許可の失効)

第二十二條 第九條第一項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわぬ場合において、同項の許可の後六箇月以内に

第十二條の規定による決定の申請がなかつたときは、許可は、その効力を失ふ。

(補償金)

第二十三條 第十九條第一項第七号又は第二項第三号の補償金の額は、左に掲げる損失は費用に相当するものでなければならぬ。

一 採石権が設定されることによつて土地の所有者が通常受けるべき損失(採石料として支拂われる分を除く)。

二 権利者の権利が変更され、又は消滅せられることによつて権利者が通常受けるべき損失

三 採石権が設定され、又は土地が買取られることによつて権利者その他土地に關して権利を有する者が通常受けるべき損失

四 採石権が設定され、土地が買取られ、又は権利者の権利が変更されることによつて残地又は変更後の権利の価格が減少し、その他残地又は変更後の権利に關して生ずべき損失

五 採石権が設定され、土地が買取られ、又は権利が変更されることによつて必要となる通路、みぞ、さくその他の工作物の新築、改築、増築又は修繕の費用

(担保の提供)

第二十四條 第十二條の規定に基き採石権の設定を設けた者が定期に、又は分割して採石料を支拂うべきときは、土地の所有者は、採石権者となつた者に対し、採石料について相当の担保を提供すべきことを請求することができる。この

場合においては、採石権者となつた者は、正当な事由がなければ、その承諾を拒むことができない。

2 土地の所有者は、前項の承諾を得ることができないときは、通商産業局長の決定を申請することができる。

3 前項の決定があつたときは、採石権者となつた者の承諾があつたものとみなす。

4 第十三條第一項、第十七條及び第二十條の規定は、第二項の決定に準用する。

(供託)

第二十五條 第十二條又は第十五條第一項の決定において権利者の権利を変更し、又は消滅せざるべき旨を定めた場合において、その権利について先取特権、質権又は抵当権が存するときは、補償金を支拂うべき者は、その補償金を供託しなければならぬ。但し、先取特権者、質権者又は抵当権者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、先取特権者、質権者又は抵当権者は、供託金に対して、その権利を行うことができる。

(決定等の失効)

第二十六條 採石権の設定を受けようとする者又は採石権を譲り受けようとする者が支拂の時期までに採石料(採石料を定期に、又は分割して支拂うべきときは、その最初に支拂うべき分)、補償金又は対価の支拂をしないときは、第九條第一項の許可及び同項の規定による協議、第十二條若しくは第十

五條第一項の決定又は第三十八條第一項の裁定は、その効力を失ふ。

2 前項の規定は、土地の所有者若しくは権利者その他土地に關して権利を有する者又は採石権者が損害賠償の請求をすることを妨げるものではない。

(処分制限の登記のまつ消)

第二十七條 通商産業局長は、第十二條の規定による申請を拒否する旨の決定をしたとき、前項第一項の規定により第十二條若しくは第三十八條第一項の決定若しくは第三十八條第一項の裁定がその効力を失つた場合において、土地の所有者若しくは採石権者の申請があつたとき、又は第十九條第一項第二号の採石権の設定の時期、同條第二項第二号の土地の買取の時期若しくは同條第三項第二号の採石権の譲渡の時期が到来したときは、第十三條第二項の処分制限の登記のまつ消を嘱託しなければならぬ。

(存続期間の更新の決定)

第二十八條 採石権者は、土地の所有者と採石権の存続期間の更新に關して協議することができず、又は協議がととのわぬときは、省令で定める手続に従ひ、存続期間の満了前三箇月以上六箇月以内に、通商産業局長の決定を申請することができる。

第二十九條 通商産業局長は、左に掲げる場合においては、採石権の存続期間を更新すべき旨を定める決定をしてはならない。

一 採石権者が採石料を支拂うべ

き場合において、その支拂を怠つてゐるとき。

二 採石権者が引き続き二年以上採石業を休止したとき。

三 第十六條第一項各号に掲げる場合

2 通商産業局長は、採石権の存続期間を更新すべき旨を定める決定においては、更新後の存続期間を定めなければならない。

(準用)

第三十條 第十三條第一項、第十五條第一項及び第三項、第十六條第二項、第十七條、第十八條、第十九條第二項、第二十條、第二十一條、第二十四條並びに第二十六條の規定は、第二十八條の決定に準用する。

(決定に基づく登記)

第三十一條 第十二條の規定による採石権の設定若しくは移転、第十五條第一項の決定による土地の所有権の移転又は第二十八條の決定による採石権の存続期間の更新の登記は、登記権利者だけで申請することができる。

2 第十二條又は第十五條第一項の決定において、土地に關する所有権以外の権利を変更し、又は消滅せざるべき旨を定めたときは、当該権利の変更の登記又は当該権利に關する登記のまつ消は、採石権の設定を受けた者又は土地を買取つた者からも、申請することができる。

3 前二項の規定による申請書には、補償金(採石権の設定の登記については、補償金及び最初に支拂うべき採石料)の受取証又は供

託受領証を添付しなければならない。但し、採石権の存続期間の更新の登記の申請書については、この限りでない。

4 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第百三條第二項及び第百三條ノ二(土地の収用の場合の登記)の規定は、第一項及び第二項の登記に準用する。

5 不動産登記法第五十六條第一項及び第百四十六條第一項(利害関係人の承諾書等)の規定は、第二項の登記については、適用しない。

第三章 採石業

(届出)

第三十二條 採石業者は、採石業に着手したときは、遅滞なく、その採取場の位置及び着手の年月日を通商産業局長に届け出なければならない。

2 採石業者は、採石業を休止し、開始し、又は廃止したときは、その旨を通商産業局長に届け出なければならない。

(公益の保護)

第三十三條 通商産業局長は、岩石の採取のための土地の掘り、又は廃石のたまり、積により公共の用に供する施設を破壊し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、著しく公共の福祉に反すると認めるときは、採石業者に対し、その防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 通商産業局長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ当該採石業者の出頭

を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

3 通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当該採石業者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

4 聴聞に際しては、採石業者及び利害関係人に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

第四章 土地の使用

(使用の目的)

第三十四條 採石業者は、岩石の採取を行う土地又はその附近において他人の土地を左に掲げる目的のため利用することが必要且つ適當であつて、他の土地をもつて代えることが著しく困難なときは、これを使用することができ、但し、第二号に掲げる目的のため利用する場合においては、その土地が鉄道、軌道、道路、水道、運河、港湾、河川、湖沼、池、橋、堤防、ダム、かんがい、排水施設、公園、墓地、学校、病院、図書館若しくはその他の公共の用に供する施設の敷地若しくは用地、建物の敷地、農地又は保安林でないときに限る。

一 鉄道、軌道、索道、道路その他岩石の運搬用の施設の開設

二 廃石の捨場の設置

(許可及び公告)

第三十五條 採石業者は、前條の規定により他人の土地を使用しようとするときは、省令で定める手続

に従い、通商産業局長に申請して、その許可を受けなければならない。

2 通商産業局長は、前項の規定による許可の申請があつたときは、関係都道府県知事に協議するとともに、採石業者並びに土地の所有者及び土地に關して権利を有する者の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

3 通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当事者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

4 聴聞に際しては、当事者に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

5 通商産業局長は、第一項の許可をしたときは、左に掲げる事項を公告しなければならない。

一 土地を使用しようとする者の氏名又は名称及び住所

二 使用の目的

三 使用しようとする土地の所在地及び区域

(土地収用法の適用)

第三十六條 第三十四條の規定による土地の使用に關しては、この法律に別段の定めがある場合を除く外、土地収用法(明治三十三年法律第二十九号)の規定を適用する。

業の認定又は公告があつたものとみなす。

第五章 異議の申立及び裁定

第五節 異議の申立

(異議の申立)

第三十七條 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による通商産業局長の処分不服のある者は、通商産業大臣に対して異議の申立をすることができ、但し、次條の規定により土地調整委員会の裁定を申請することができる事項については、この限りでない。

2 鉱業法(昭和二十五年法律第号)第七章(異議の申立)の規定は、前項の規定による異議の申立に準用する。

(裁定の申請)

第三十八條 第十二條の決定(採石権の譲受に係るものを除く)、第十五條第一項(第三十條において

準用する場合を含む。の決定、第二十八條の決定、第三十五條第一項の許可若しくはその拒否又は第三十六條第一項の規定により適用される土地収用法の規定による土地の使用に關する裁決若しくは決定に不服のある者は、土地調整委員会の裁定を申請することができる。

2 前項の規定により土地調整委員会の裁定を申請することができる事項については、土地収用法第八十一條第一項の規定による訴願を提起することができない。

第六章 補則

(手数料)

第三十九條 左の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手料を納付しなければならない。

納付しなければならない者		金額
一 第九條第一項の規定による許可の申請をする者	一件につき	三千円
	二 第十二條の規定による決定の申請をする者	一件につき 三千円
	三 第二十八條の規定による決定の申請をする者	一件につき 三千円
	四 第三十五條第一項の規定による土地の使用の許可の申請をする者	一件につき 三千円

(公示)

第四十條 通商産業局長は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分をしたときは、省令で定める手続に従い、その要旨を公示しなければならない。

(報告及び検査)

第四十一條 通商産業大臣及び通商産業局長は、この法律の施行に必要限度において、採石業者からその業務の状況に關する報告を徴し、又はその職員にその採取場若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させ

ることが出来る。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 罰則

第四十二條 第三十三條第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第四十三條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第三十二條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四十一條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第四十一條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

第一類第十一号(附屬の一) 通商産業委員会農林委員会連合審査会議録第一号 昭和二十五年十一月二十八日

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。

2 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第六号中「又ハ賃借権を、(賃借権又ハ探石権)に改める。

3 不動産登記法の一部を次のように改正する。

第一條に左の一を加える。

九 探石権

第二百七條ノ二を第二百七條ノ三とし、第二百七條ノ二として次の一條を加える。

第二百七條ノ二 探石権ノ設定又ハ移転ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ探石権設定ノ範圍及ビ其存続期間ヲ記載シ若シ登記原因ニ探石権ノ内容、探石料及ビ其支拂ノ時期ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要ス

○實業部農林委員会 たいだいま議案となり

ました鉱業法案並びに探石法案の提出理由を申し上げます。

鉱業法は、鉱業を規律する基本法で、現行鉱業法は、明治三十八年制定せられ、その後十数回の改正を経て今日に至つてゐるのでございます。時代の進歩、経済の発達及び関係法律の改正によりまして、現行鉱業法は広汎な修正を必要とするに至つたのでござい

ます。

鉱業法令改正委員会を設けまして、鉱業法の改正についての意見を諮問し、昭和二十四年三月にその答申を得、またその目的のために、アメリカから来朝されたアメリカ鉱業法の専門家の助言をもちまして、この法律案を立案した次第であります。

今回提案いたしました鉱業法案は、鉱業を合理的に開発することによつて、公共の福祉の増進に寄與するといふ根本目的においては、もちろん、鉱業を中心とする法律の基本的な構成におきましても、現行鉱業法と根本的な相違はないのでありますが、鉱物資源を一層合理的に開発し、鉱業と一般公益及び他産業との調整をはかり、かつ、法律の運用を慎重にして、国民の権利の保護に遺憾のないようにすることを目標として立案いたしました結果、現行鉱業法の單なる改正でなく、現行鉱業法にかゝる新たな鉱業法の制定を提案いたすこととなつたのであります。

この法律案が現行鉱業法と異なつてゐる主要な点を申し上げますと、その第一は、鉱業法上の鉱物に石灰石、ドロマイト、けい石、長石、ろう石、滑石及び耐火粘土並びに在来砂鉄法の適用を受けました砂鉄を追加したことであり、石灰石以下七種の鉱物は、わが国の重要な地下資源であり、將來ますますその需要の増加が予想されますので、この際これらの鉱物を鉱業法上の鉱物とし、法律の保護、監督のもとに、その合理的な開発をはからうとするものであります。また砂鉄は、従来砂鉄法の適用を受けておりました

が、砂鉄法はその内容において鉱業法とほとんど同様でありまして、今後も

特に別の法律にする必要が認められませんでしたので、砂鉄法を廃止して、鉱業法に統合することとしたいたしました関係で、鉱業法上の鉱物としたものであります。

第二は、鉱業権の存続期間等に関するものであります。現行鉱業法では、探石権は四箇年、探掘権は無期限となつておりますが、この法律案におきましては、探石権は元來が鉱物の存否及び探掘の価値があるかどうかを確認する作業を行うための権利でありますので、その存続期間を二箇年とし、さらに探掘を継続する必要がある場合には、一回限り二箇年の延長を認めることとして、探掘に適する場合は、すみやかに探掘権に移行させることとしたのであります。探掘権につきましても、一つの鉱区の開発は、一定の期間で終了するものでありますから、一応その存続期間を三十箇年とし、その後探掘の価値がある場合には、存続期間を更新できることとしたのであります。また鉱業権者の鉱業実施の義務を明確にし、やむを得ない事情で鉱業を実施しない場合は、あらかじめ認可を受けさせることとしたのであります。

第三は、租鉱権に関するものであります。現行鉱業法におきましては、鉱業権者でなければ鉱業を行うことができないことになつております。しかし旧重要鉱物増産法及び旧石灰炭鉱業法等臨時措置法におきましては、鉱物の増産をはかるため、許可または決定に基づいて鉱業権に使用権を設定し、鉱業権者以外の者が鉱物を探掘することを認めたのであります。これは臨時的な増産の必要のために認められた制度であつて、必ずしもそのまま基本法たる鉱

業法に取入れるべきものではないのであります。現行において、鉱業権者がその鉱区の一部で他人に探掘の收取等を行わせることが、鉱物の経済的な開発利用のために適切な場合があら

りますので、そのような場合に限りて、当事者の合意により租鉱権を設定して、租鉱権者が鉱業を行うことを認めることにしたのであります。

第四は、鉱業に関する勧告または協議に関するものであります。旧重要鉱物増産法及び旧石灰炭鉱業法等臨時措置法には、隣接鉱区相互間の増減、鉱業権の交換譲渡し、事業設備の譲渡等について、広汎に国が関與する規定があつたのであります。この法律案におきましては、鉱床の完全なる開発のため、やむを得ない必要がある場合には、通商産業局長は、隣接せる鉱区相互間の増減について勧告をし、当事者の申立があつたときは、当事者間の協議にかゝる決定をすることを認め、鉱区が密接し、錯綜する地域における鉱業権の交換譲渡しについては、通商産業局長に交換譲渡しについての勧告をする

ことだけを認めたのであります。また現行鉱業法では、通商産業局長は、理由を示して施業案の変更を命ずることができるとなつておりますが、この法律案では、通商産業局長は、鉱床の完全な開発のため、やむを得ない必要があるときは、まず施策の変更を勧告し、勧告が聞かれなかつた場合に初めて変更を命ずることとしたのであります。

第五は、土地の使用及び収用に関するものであります。現行鉱業法では、鉱業権者に他人の土地を使用する権利を認め、土地の所有者の請求があつた

ときに限つて、その土地を収用することになつておりますが、鉱業上の土地の使用には、恒久的な土地の形質を變更してしまふ場合が多く、この場合にいつまでも使用の状態を続けることは、現状に適しないので、特定の鉱業上の目的に他人の土地を利用し、その土地の形質を變更し、しかもその土地を将来長く鉱業上の目的に供さなければならぬときは、その土地を収用できることとしたのであります。なお従来は鉱業のための土地の使用及び収用については、すべて鉱業法に規定をされておりましたが、この法律案では若干の特別の定めをするほか、すべて土地収用法の規定によることとしたのであります。

第六は、鉱害の賠償に関するものであります。鉱業を行う者が、鉱害について特別な賠償義務を負う場合、及びその賠償義務を負う場合、及びその賠償を金銭または原状回復によつて行うものとする点においては、この法律案も現行鉱業法と同様であります。従来から土地及び建物について被害の発生を予想して、損害の賠償をした後、その土地または建物が第三者に譲渡された場合の賠償の対抗力について問題があり、時として二重の賠償を受ける結果となるような場合がありましたので、土地または建物に関する損害について、予定された賠償額の支拂いは、政令で定めるところにより、登録をしたときは、その後その土地または建物について権利を取得した者に対しても、その効力を生ずることとして、予定賠償の効力を明確にするとともに、登録によつてそれを公示し、第三者が不測の損害を受けないようにした

のであります。また鉱害の賠償を公正適切に行う資料とするため、通商産業局長は、地方鉱害賠償基準協議会に諮問した上で、鉱害の賠償の方法、範囲等に関する基準を作成して公表することとができることとし、さらに現実に鉱害の賠償について争いが生じたときは、裁判所の調停の前に、一般公益を代表し、または各産業界について知識経験のある者のうちから、通商産業局長が指定する仲介員の和解の仲介を受けることができることとしたのであります。

第七は、通商産業局長の権限の行使に関するものであります。この点につきましては、通商産業局長が、この法律案に基づく重要な処分を行う際には、あらかじめ関係者に対し、公開による聴聞を行うこととして、処分を公正適切にすることをほかつてゐるのであります。

第八は、土地調整委員会による鉱区禁止地域の指定及び通商産業局長等の処分に対する裁定の申請の制度に関するものであります。鉱区禁止地域の指定と申しますのは、一定の土地で鉱物を掘採することが、一般公益または農業、林業もしくはその他の産業と対比して適當でないことを認めるときは、土地調整委員会が鉱物を禁止する制度であります。また裁定の申請と申しますのは、鉱業に関する出願、土地の使用または収用に関する申請等に対する処分について、その処分が公益上または農業、林業もしくはその他の産業に対する関係から、不当であるという点で、不服のある者に、土地調整委員会の裁定を申請して、その処分の取消しまたは

は變更を求めざる道を開いた制度でありまして、ともに鉱業とそれ以外の土地の利用との調整を、公正な第三者の立場で決定しようとする制度であります。

以上述べました点が、この法律案が現行鉱業法と異なる主要な点で、その他の点につきましては、大体において現行法の原則をそのまま認めてゐるのであります。

なお、この法律案の施行に伴う経過措置及び関係法律の改正につきましては、別に鉱業法施行法を提出することにしたのであります。

以上この法律案が現行法と異なる点を明らかにしつつ、この法律案の提案の理由を御説明いたしました。これをためて今後のわが国の鉱物資源開発のための基本的制度とし、鉱物資源を合理的に開発することによつて、公共の福祉の増進に寄與しようとするものであります。

何とぞ慎重御審議の上、可決されんことをお願いする次第であります。

次にただいま議題となりました採石法案につきまして、その提案理由を御説明いたします。

言うまでもなく、鉱物、岩石等の地下資源は、一国経済の重要な基礎をなすものであります。しかも人工的に再生産することのできないものでありますので、諸外国においても、その国の実情に応じて、これらの掘採取得について特別の法律を制定し、その合理的開発をはかつてゐるのでございます。わが国におきましては、重要な、鉱物につきましましては、鉱業法が適用され、それらの鉱物は、土地の所有権の内容から除外され、出願に基づいて設定

される鉱業権によらなければ掘採できないこととするともに、鉱業の目的に必要な土地の使用権等を認めることによつて、土地の所有者と個々に契約を結ばなくても、鉱物の掘採ができることにしてゐるのであります。しかるに岩石及び鉱業法の適用を受けない鉱物につきましましては、従来その採取に関して特別の法律の規定がなかつたため、その採取を行うとする者は、みづから土地を所有している場合のほかは、土地の所有者との債権契約によるか、あるいは土地を買い取らなければならなかつたのであります。その結果土地の所有者と契約を結ぶことができないか、あるいは土地の買取りについて承諾を得られない場合は、岩石等の採取を行うことができず、有用なる資源の開発を阻害することが往々あつたのであります。

さらに債券契約による場合は、土地の転売によつて採取の権利を失つたり、または契約期間の満了に際して、その更新を拒絶されたり、不当な代償の支拂いを要求されたりいたしまして、採取を継続することができなくなると、危険があります。これらの事業者は、安心して事業の設備に資本を投下して、岩石等の合理的な開発を行うことができない現状にあるのであります。しかし岩石及び鉱業法の適用を受けない鉱物のうち、ある種のものは、いづれも重要な地下資源であり、建築事業用、工業用等各方面に重要な用途を有するものであります。これらの有効なる開発の成否は、わが国経済の復興の影響するところもきわめて大なるものであります。

以上申し上げました理由に基づきまして、この法律案におきましては、その採取につき特別の法律の制定を必要とするこれら岩石及び鉱物を、第二條において「岩石」とよび、またこれらの採取事業を「採石業」ということとしたとして、本法の適用を受けることとして、採石業者の権利の安定を期し、岩石資源の有効な開発をはかつてゐるのであります。

しかるに、この法律案においては、いかなる方法によつて採石業者の権利の安定をはかつてゐるか申しますと、鉱業法においては、その適用を受ける鉱物につきましまして、それらの鉱物は土地の所有権の範囲外のものとしてゐるのであります。この法律案においては、岩石につきましましては、明治以来のわが国の鉱業立法の沿革や、一般の社会的な觀念に従つて、土地の所有者の支配下にあるものとしてゐるのであります。しかしその採掘に関する権利を確立するため、新しく採石権という土地に関する物権を創設したのであります。これによつて、他人の土地で岩石の採取を行おうとする者は、土地を買収しなくてはならず、採石権という確実な権利によつて岩石の採取をすることができることとなるのであります。

なお採石権は、個人間の任意の契約によつて設定されるのが原則であります。岩石の採取を行うことが適當な土地について、土地の所有者等が、採石権の設定に同意しないときは、岩石の採取を行おうとする者は、通商産業局長に申請し、その決定によつて採石権の設定を受けることができることにしてゐるのであります。しかしその土地が鉄道、軌道、道路、水道、運河、港湾、河川、湖沼、池、橋、堤防、

ダム、灌漑排水施設、公園、墓地、学校、病院、図書館等の公共施設の敷地または用地であるとき、建物の敷地であるときは、決定の申請はできないこととし、またその土地を農業、林業その他の産業のために使用する方が、岩石の採取のために使用するよりも有益の場合、または岩石の採取が公益を害する場合には、採石権を設定する決定は行わないこととしているのであります。そのほかその決定については、関係者の公開による聴聞を行うとともに、土地調整委員会の承認を要することとし、かつ決定に不服のある者は、土地調整委員会の裁定を申請できることとしているのであります。なお採石権の譲り受けまたは採石権の存続期間の更新につきましても、同様に通商産業局長の決定によりまして、採石権の譲り受けまたはその存続期間の更新をすることができるとしたのであります。

また採石業を行うためには、岩石の運搬等の目的に他人の土地をどうして利用しなければならぬ場合があるため、この場合について採石法と同様の手続によつて、他人の土地を使用することができるとしているものであります。但し、鉱業の場合と異なつて、採石業者は、土地の所有権、採石権その他何らかの形で土地の利用権を持つてゐるのでありますから、使用の目的については、鉱業の場合に比して著しく狭く限定してゐるのであります。

なお岩石の採取によつて、土地の陥没、土砂の流出等が起り、公益を害する場合は考えられますが、このようなときは通商産業局長が防止のため必要

な命令をなし得ることとする等、事業に対する若干の監督的な規定を置いたものであります。

以上この法律案の提案の趣旨と大要とを御説明いたしました。政府といたしましては、今後この法律案の施行によりまして、わが国の岩石資源が法的な基礎の上に立つて合理的に開発され、ひいてはわが国経済の復興に資するところのあることを期待してゐるのであります。

何とぞ慎重御審議の上、可決されんことを希望いたします。

ただいま鉱業法の施行規定を出すというふうな申し上げでしたが、すでに先般提案いたしましたので、さう御了承願ひたいと思ひます。

○小金委員長 これにて政府当局の説明は一応終了したので、質疑に入ります。

なお本日出席せられた関係当局の方方は、通商産業政務次官首藤新八君、資源庁長官始関伊平君、同じく次長岡田秀雄君、鉱山局長梅永久次君。それから農林省からも農地局長の佐野憲次君が見えております。

○千賀農林委員長 私ども農林委員のもの、特にこの御審議に共同審査をお願いしたのであります。その目的は土地に関するものでございまして、ひいては林業、農業等に影響があるものでございまして、そこで、林業あるいは農業上から見まして、鉱物資源採掘とどちらが重いのか、その重いか軽いかの判定を何人がやるのか、その点が非常に気になるので、特に今日は審議を重ねたいと思ひるのでございまして、ただいま首藤政務次官の御説明を承

りました。大体通商産業政策上からごらんになった鉱業法並びに採石法、これは私らでもうなずくことができるのでございまして、先ほど私が申しました点になります。最後の判定は調整委員会の判定をまつのだ、こういう一本のようであります。そこでこの調整委員会の組織が、はたしてわれわれの満足に値するかどうかということが大分問題になるのでございまして、調整委員会の組織について、一応もう少しわれわれにわかりやすいように詳しく御説明願ひたいと思ひます。

○徳永政府委員 実はまだ国会に提案されておきませんが、土地調整委員会法が提案されて、その際に法律に詳細に規定されることになりました。ただいまお尋ねがございました委員会の組織はどういう構成になつてゐるかというところでございまして、一応閣議決定いたしました案によりまして、お答え申し上げておきます。ただあらかじめお断り申し上げておきますが、この法案は法務府から提案されることになつておりますけれども、本日法務府からお見えになつておきませんので、便宜上、かねて私から申し上げたいと思ひのであります。

土地調整委員会が最後にきめることになりまして、その委員会がどういう構成になつておるか、それ次第というふうな感じのお尋ねでございまして、この土地調整委員会は、鉱山の関係、あるいは農林の関係の利益代表が集まつた委員会というふうな感覚ではないのでございまして、第三者的な公平な判断をするという機関としてつくられる委員会でありまして、ただ事実が鉱業のことに関係がございするし、

農業あるいは林業その他の産業にも関係がございする。そういうことにつきまして、十分な知識なり経験のある人を求めることが適當となることは当然のことである。その予定されております案の中にそれをどういうふうにお客えにかへたいと思つておきます。土地調整委員会法の第七條に「委員長及び委員は、人格が高潔であつて、公共の福祉に關し公正な判断をすることができ、且つ法律又は経済に關する學識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣總理大臣が任命する。」というふうに相なつておるわけでありまして、従ひまして委員長及び委員の資格要件につきまして、鉱業の知識を持つていなければいかぬとか、あるいは農業の知識を持つていなければいかぬとかいうように限定的には実は書かれていないわけでありまして、ただ委員会が最終的な判断をするにいたしまして、事務スタッフとしての補佐と申し申します。そういう者が、全然この紛争の問題になりまうようなことにつきまして、常に経験がないということも適當ではないのでありまして、その点から委員会の事務局につきましては、特にまた規定が設けられておきまして、第二十條に委員会の事務局に置かれる職員中には、鉱業、採石業、農業、林業、その他の産業、またはこれらの産業に關する法令についての知識経験を有する者、及び弁護士資格を有する者を加えなければいけないというように、事務局の職員につきましては、それ／＼の知識経験を持つておる者を加えるということを経験要件として規定いたしておるわけでありま

す。さらに補足いたしました申しますと、この土地調整委員会が紛争の事案になりまして問題の裁きをつけまう際に、いろいろ／＼な聴聞を開くわけでありまして、その聴聞を開きます際に、それ／＼関係のある方面の利害関係人を喚問した上でいろいろ／＼な結論を下すという手続が、これは事項によりましていろいろ／＼と詳細に規定されておるわけでありまして、

○千賀農林委員長 土地調整委員会の中央機関の構成は大體わかりましたけれども、各出先におきまして紛争が起る。または紛争が起るやうなことが適當であるか、あるいはその利益より国家の損失の方が多いかという判定をする人がなければならぬという判定をします。そうしますとそれが一体出先におきまして判定指導をするのか。その点を伺ひます。

○徳永政府委員 鉱業法の中にただいまお尋ねになりましたやうな点に触れてある仕組みなり、手続につきましては、お答え申し上げます。鉱業権につきましては、先ほど問題になりました土地調整委員会が、農業、林業、その他の関係の公益と対比いたしましたとして、鉱物の採掘することが適當でないとして認めます。土地につきましては、土地調整委員会が鉱区禁止地域というものを設定できるといふ仕組みが一つございまして、それは鉱業法の十五條にあるわけでありまして、それが大きく／＼の土地には鉱業権はいかぬというやうなことになるのでございまして、その地区におきましては、鉱業権の設定、登録の手続等を進めする通商局長は全然鉱業権

願いたいと思います。

○千賀農林委員長 過去においてはあなたのおつしやつた通りであるかもしれませんが、将来におきまして私の質問するところが杞憂に終わらずに、事由が出て来る場合に、法制上それがどこかでそういう運行はいけないのだとはつきり指摘できる基準がなければならぬと思つてあります。基準のないものを、過去においてはかような慣習であつたから、新しい法案においてもかような慣習で行くからまず安心してくれということでは、今つくられる法律といつたしましては万全であると言つてわれ／＼が礼讃するわけには行きません。その点について私の言うことを何か反証すべき事項がどこにあるかないか。やはりあなたは過去の慣習によるということだけでお済ませになりますか、いかがでありますか。

○徳永政府委員 具体的な例で申し上げたいと思つますが、たとえば新法で考へております地方の飲害賠償基準協議会というものを設けておるわけでありまして、これは地方ごとにできるものでございまして、従ひましてその構成員はおのずから地方の關係官庁の役人に相なると思つてあります。その際、権限を現地に委任いたしまして、現地で探する方が適當であるという考へ方から、地方ごとにそういう機關をつくるということに相なつておるわけでありまして、これは同時に農林省の場合におきまして、同じようなことが言えると思つてあります。その際、どうなるかと申しますと、われ／＼通産省といつたしましては、地方の優先機關に、その協議会には農

業、林業關係につきまして、農林省の支分部局あるいは地方自治体の農林、林業關係の部長さん、その他いろいろのを當然にメンバーに入れることと訓令を出すつもりであります。また農林省とされまして、日ごろから出先機關、支分部局あるいは地方の農林業關係の方には本省の意思なり考へ方なりは終始徹底いたしておることと思つますが、そういう協議会におきましてその支分部局の職員あるいはその他の自治体の職員につきまして、ある程度の連絡なり指示なりという権限は農林省はお持ちのわけでありまして、必要に応じて本省の指示が徹底することとなるものと了解いたしておるわけでありまして、

それから先ほどもちよつと触れました土地調整委員會で、これは條文にははつきり書いてございせん、非常に抽象的に書いてございせん、非常に紛争になりましてケースにつきまして、当該地域において利害關係人を審問した上というものが出ておるわけでありまして、これはちよつと国会の公聴会におかれまして、飲業法に關連いたしまして、非常に広いいろいろなところの御意見を聞かれると同様に、問題によりまして當然に農林省の當面の責任者の御意見というものが聞かれるというようなことは、たれたれを呼ばなければならぬというふうな具体的に書くことは、條文としてい

だといふその中に、農林省がここに一本入つてゐる。これは全國民の利害關係人の代表だといふふうな見方はこじつけであつて、おそろくこの利害關係といふのは、一つの山を掘ると、近所の百姓や地主が困るとか、あるいは道路を使われる人が道路を悪くされて困るとか、そこを掘つて川を埋められてはその下の川が詰まつて困るとか、これが害の方で、利益はもちろんだん当事者でありまして、利益はそれくらいなものゝを指すのであつて、農林省が利害關係人の中に入るといふことはどうも考えられないことであつて、私は先ほどから質問を続けておりましたが、どうも農林省が最高權威であつて、府県知事のさらに上級の最も適當な判定者であるといふことが一つ落ちてゐるやうな気がするものであります。

さらに別な方面に展開をいたしました、飲害であるとか、あるいは土石採取の被害者、かような被害者でできたとき、その人たちに補償する方法としては、大休金に見積つて、金銭でこれを計算して支弁する、こういうことによりまして思ひますが、私の考へてゐる通りで間違ひありませんか。

○徳永政府委員 飲業法ではたゞいまお尋ねのありました損害賠償の点につきまして、百九條以下一章を設けて規定してゐるわけでありまして、今お尋ねの点につきましては、大筋として書いてありますのは百九條一條に相なつております。その一項は「損害は、公正且つ適切に賠償されなければならぬ。二項として「損害の賠償は、金銭をもつてする。但し、賠償金額に比して著しく多額の費用を要しないで原状の回復をすることができるときは、

被害者は、原状の回復を請求することが出来る。三項として「賠償義務者の申立があつた場合において、裁判所が適當であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、金銭をもつてする賠償に代えて原状の回復を命ずることが出来る。」といふうに規定されております。一口に申しますれば、賠償は金銭賠償を原則としており、原状回復は例外であるといふうな規定に相なつてゐるわけでありまして、

○千賀農林委員長 土石のごときは少い例でありまして、石炭のごときは、集團的にある炭鉱地方を掘る場合には、その附近にある農地に及ぼす影響といふものは非常に大きなものがございまして、近頃の例を言へば、熱海の向うの丹那トンネル、これは炭鉱ではなくトンネルでありまして、結局炭鉱が集團すればあの丹那村と同じやうな形になつて参ります。トンネルのできない前には、あの神も相當谷には水が豊富にあつて、いわゆる美田沃野が散在しておつたのであります。……

（多武良委員長代理退席中村（幸）委員長代理退席）
丹那トンネルができて以來といふものは、すつかりその水が上つてしまつて、全部上の丹那村の百姓は畑作百姓に変貌してしまつた。こういうやうに一村をあげて、あるいは一地方をあげて、炭鉱のために変貌しなければならぬといふやうな例は、炭鉱地帯に行けば相當あるだらうと思はれます。かような場合に、個人の賠償は大休金で行くことを原則とする。非常にわずかな例として、工事によつて原形に直すといふやうな場合もあり得るのだといふこの法律の目的らしいのであります。

すけれども、かような場合は、ほとんど個人が相當な金をもらひましても何にもならない、やはり農耕を続けて行くのには集團的にこれを他の方から水を引いて、再び水田の耕作が可能だといふ、土木農業のいわゆる公共事業的な対策を立てなければならぬのであります。かような場合の賠償として、個人に行くよりもやはり農林省のごときが好意的な存在をいたしまして、その対策を講ずるといふことが非常に必要だと思つておりますが、かような場合でも、やはり個人を中心にして、その個人が欲するならば、お前たちかつてに組合でもつくつて、それで対策をとれといふやうな他人扱いの案のように考へられますが、かような場合にはやはり先ほど申しました、相當に權威のある農林當局がこれを計画して行かなければ十分な対策はとり得ざるものであると思ひます。この点についてあくまでこんな方法でよいとお考へになりますか、どうですか。

○首藤政府委員 たゞいまの飲害に対する賠償の方法ですが、金銭賠償にいたしました原則的な理由は、飲害の多い場合に原状回復ということの規定いたしましたれば、當然飲業權者が破産してしまつて、かんじんな飲物の開發ができないといふ不安がありますので、一応金銭賠償ということに限度をきめたのであります。しかしながらたゞいま御指摘の農林省がこれに介在して適切な処置をするのがほんとうではないかという御意見であります。現在においてもいづゆる農地に損害を受けた場合においては農林省の方もこれに介在いたしまして、政府の方においても若

千の賠償をいたしている。そうして農家の損害を軽減するような方法をとっておるのであります。今後その方法を引続き継承して行きたい、かように考えております。

○千賀農林委員長　今までのお話によりますと、大體農林省に対する考え方の目方が輕い、こう断定せざるを得ない。もう少し農林省に対して發言權を多くさせないと、適時適切に飢餓採取によつて起るころの農家の災害の救済が行われないように思います。大體補償基準協議會の方にかかつて法律的な争いをするというようなことは、この補償基準協議會の性格からいって、公平な立場の人が上に立つて、各行政に通じた人がその下におつて、法律の取扱ひについて万遺漏なきを期するといふようなことですが、これでは適時適切といふことでなくて、もうすでに災害が起つてにちもさつちも行かなくなつて、初めてこの協議會でござつたやるといふことは、これはもうあと祭りであつて、現在飢餓採取は重要である。これも国力發展に必要であるけれども、今自給食糧の増産ということとはなおさら大事な点で、この点に關して若干お考えが足りないような感じがいたします。

さらに採石法に移つて参ります。ば、鉱業も一つでありますが、ある山に粘土が出るとか、あるいは岩があるとかいうことによつて、これが採掘権が設定できるのだということになりますと、今までと違つて非常に地主があわてます。どこの山でもここに指定されているような鉱物はかなり小なりだいてい日本の山にはあるのであります。ところがまご／＼しておつたなら

ば、他人に設定をされてしまうので、これではたいへんだから今のうちに自分で設定をしよう、かような地主の行動が今沛然として起きて来るだろうと思ひます。しかしながら試験の期限はある指定をされた期限であつて、それ以上延長いたしましても二年でもう本掘をしなければその権利は消滅する、こういうふうになつておりますから、その地主諸君はこれが本掘だというわけで、試験だか本掘だか、その区別はつきりおそらくわかりますまいと思ひますが、とにかく自分の山は地上権であるとか、あるいは探掘権であるとか、いろいろな動搖があつてはたいへんだから、みな大なり小なり自分の山をほじくり出して来る。こういうような行為が急に起つて参りますと、今度は治水上におきましても、あるいは治山の上におきましても、その下流の山といふ／＼な公共施設の保護にいたしましても、ずいぶん支障が起きて来るだろうと思ひます。この点について私の考えは杞憂であると断定をしてよいよゝうな、何かお考へになつたことがありますか、伺ひます。

○植民政府委員　ただいまのお尋ねは、鉱業法に追加いたしましたもののみならず、採石法にも関連してお話かと思ひます。採石法はたゞいま、政務次官から提案理由としてその内容の概略を御説明がございましたが、採石権の設定制と申しますのはこれは非常な例外でございまして、鉱業権とは異なつた扱いをなつてゐるわけであります。原則は採石権というものは、土地所有者と石を掘りたいという人の話合ひによりまして行われることを通常といたしてゐるわけであります。ただ例外として

で、場合によりまして、その話し合いがうまく行かない場合に国が採石権を設定するという道を開くという程度にとどまつてゐるわけであります。しかもその採石権を国が関與しまして譲渡決定いたします場合につきましては、こういう場所は採石権を認めるといけなまいということも列挙してございますし、またさらにそういうことを考えました趣旨をこの際私から敷衍いたしますて申し上げたいと思うのであります。これはよく／＼の場合として考えたいでございます。と申しますのは、これまで採石業というものが日本におきまして鉱業と比べて同じ地下資源でありながら相当大量のものがあつたのも、それが近代工業の形にまで健全に育たなかつたゆえんのものに、その事業の基礎が非常に不安定であつた点があるわけでありまして、その点をさらに申し上げますと、たとえば石を掘ります際に、土地所有者との話し合いによりまして、十年なら十年という契約で仕事をいたしてゐるわけでございますが、この採石の事業は、非常に地上の狭い関係、あるいは製品の規格登録が

いは契約の継続を認めなければその人はやめなければならぬので、続いて土地所有者がこの仕事をしようというところを考える場合もあるわけでありまして、さようなことから、掘石業をやりますのは、その仕事に相当長年の時間をかけてしなければ回収できないような、大きな施設をやつて仕事をするというところで、非常にあぶなくつてできかねるというような事態もあるわけがあります。これは非常に稀有な場合を申したわけですが、もちろん現在では相当土地所得者と円満に話がつきながら相当施設をやつているところもあるわけがあります。おしなべて考えて見ました場合に、その進歩が鉱業に比べまして遅れているゆえんのものものは、その権利の非常に不安定なところにあるのではなからうかということが考えられますので、そういう場合を考へまして、土地所有者の土地の石を掘ることをごいしますし、土地所有者の権利は相当尊重いたさなければ相ならぬわけでございますが、その両者の利害の調節につきまして円満に話がつきかねますと、その場合々々によりま

できていないといういろ／＼な点から、仕事自体が非常にむらがある仕事でございしますが、それを抜きにしましても、目先ちやうど期限が来しましたよ
うな際に、その採石業がある程度もう
かつているというように土地所有者の
方から見られました場合に契約の延長
が両当事者の間にスムーズに話が進み
ませんで、非常に悪い場合を考えまし
と、土地所有者が法定の期限が来まし
た際に、高い採石賃を要求して、ほと
んど契約継続不可能なようなことを言
われるような場合もありますし、ある

して役所が中に立ちまして、その場合の採石料その他につきまして仲立するということのようなことを考えたわけでございます。従いましてこれができるいたしました結果といたしまして、何も土地所有者の、それが合理的な要求ができなくなることのような法案では全然ないのでございまして、むしろ危険として考えましたことは、場合によりまして不当な要求のために事業が円滑に進まないということが考えられますので、そういうことのないようにということだけを考えたものでございまして、この法案

によりまして、土地所有者としまして今までの権利が非常に弱くなる、あるいは将来弱くなるならばというような懸念をお持ちになるようなことは毛頭考えもいたしておりませんし、また何ら規定されてないわけでございます。ただ何と申しますか、今御指摘のございましたように、法律はさような趣旨でございまして、是非にございまして、定規的にといたしますか、しろうと的に聞きまして、今度は採石法というものができそうだとというようなことで採石業者の立場が強くなるのだというように、なことから、法の十分の理解のないことに基きます誤解はあるいはあるかと想像いたさないわけではございませんが、私どももいたしまして問題のあらりますような地帯につきましては十分法の趣旨というものを御説明申し上げまして、誤解のないようにいたすつもりであります。この点につきましては私どもばかりでなしに、農林省その他からも御相談に応ぜられたり、あるいは説明をいたしたりするようなことも十分にあるのじやないかと考えられます。

○千葉農林委員長　すこぶる簡単に考えられておりますが、この問題はそんなに簡単な問題ではありません。ある種の政党が第三次農地計画をやるのだということだけで、日本中の山がどのくらい速力を加えて丸坊主に切り拂われたか。そんなはずのないことが、事実かくのごとき結果を起して行くのであります。これは何といたしても、この法がある前とつくられてからとを比べると、個人の所有権というものは大いに縮小されておる、侵害をさされたことは間違いないあります。今まで

は、その中の土石は山主が掘らせないと云え、いくら千万両と山に積んで掘ることはできませんでしたが、この法律は、かようなものをだれか第三者が裁定とかんとかいつて、それが不当な要求であるとかいう断案を下せば、他人に自分の山を掘り返へるのです。個人の権利が相当縮小されたことだけは間違いないあります。そこでかようなチャンスに、この取扱いが誤解といましようか、正解が知りませんが、大きくこれが人の口から口に伝へて参りますれば、相当の影響が起ることは間違いないであります。これは一つの例であります。愛知県のまんな中になりましようか、三河と尾張の近所には、木節というところは、おそろく耐火粘土に指定しておる鉄物の方に掘られておるのしようが、粘土が地下四、五十尺から百尺くらいのところにあるのであります。高級の耐火レンガをつくるか、あるいは耐火度の強い陶磁器をつくるかというときには、なければならぬ土でありますから、今までといえども相当に大きな資本を投じて掘られておるのであります。この存在はほとんど全西三河の奥地に広がつておるのですが、これがいよゝゝ鉱物に指定されたというところから、自分がやらなければだれか手をつけるぞというところになつたら、今までだれか買ひに来たら思ひ切つて金を請求しよう、おれの土地は先祖伝来の土地で、ただ山林として木を育てるのじやなしに、その下にはたぐさんの木節が眠つておるのだというように非常に自分の土地を過大評価しておる地主諸君は、おそろくこの法律によつて震駭するに違いないのであります。かよ

うな場合に、われ／＼の想像もつかないようなここにいろ／＼な波紋を起すことは間違いないあります。おそろく私は、先ほど申したような事情をこの方面に起すだろと思ひます。起すとすれば、その場合にその附近の森林の受ける損害、またその附近の河川の受ける損害、その下流の耕地の受ける損害、これらは枚挙にいとまがないほど深刻になつて行くのであります。しかしながらかような点についていまさらいろ／＼意見を申せば、結局この法案の撤回という以外にないが、すでに閣議においても通すことにおきまなつておるようでございますので、私はあえてこの法案の撤回を要求するのではありません。しかし懸念にこれを決議し、法律として世の中の上におおいかぶさつて参りますれば、相当影響があるというところをここに予断をいたしまして、なおかつこの取扱いについては、最善の注意がなければならぬではないことがあらうとも思ひます。起して来るというところを警告申し上げます。私はこれで終ります。

○中村（参事）委員長代理 深澤義守君。○深澤義守 採石法にもあるいは鉱業法にも適用されておりますが、土地所有者が通産局長の決定に対して不服がある場合には、土地調整委員会というものによつて裁定することになつております。この土地調整委員会というものは初耳であります。ただいまの鉱山局長の御説明によると、現在閣議で出すのだ、こういうことであります。まだ国会において審議もしない、決定もされておらないその法案を根拠にして、土地調整委員会というものを

○首藤政府委員 お答えいたします。この調整委員会法案がまだ未提出であるのだが、これを先行するのはおかしじやないか、かつまたこの法案を提出した場合に、通る見通しがあるのかどうかという御意見かと存じますが、少くとも政府といたしましては、この採石法案は御協議を願ふものと考へております。同時に、この採石法案が幸いに協議を経まして通過いたしましたれば、当然それに付随して立法された調整委員会法案でありますから、これがまたこれと同様に御協議を得るものという見通しを持つておるものであります。

○深澤義守 これはわれ／＼は少くとも並行審議でなければならぬと考へる。一方の非常に重大な限権を持つておるこの法案がまだ国会に提出されないにもかかわらず、それを基礎とするところの法案が審議されるということ、少くとも法案の審議の上において筋が通らない、こう考へるわけでありま。当然国会に提出されて並行にそれが審議されなければならぬ、こういう見解をわれ／＼は持つておるのであります。その点はどうか。

す。従ひまして鉱業用の用地ということにその必要性が一応きまつたといつたとしても、農地調整法によりする手続は農地調整法の見地から検討されまして、その事情によつてさしつかえなからう、あるいはいかに悪いといふような判断が下されるに相なると思ふのであります。ただそれが、事態がさういふぐあいに順調に行きました場合にはよろしいのであります。鉱業の立場からいへば、その土地でなければいゝ悪いといふことが言われま。農地の関係からはどうして

間を持つておる。この土地調整委員会法案がよし通つたといつたとしても、もしこの採石法あるいは鉱業法によつて農地がその適用を受ける場合は、農地に対してはすでに農地調整法というのがあります。さうしてそれを採石法並びに鉱業法の適用をするといふことになりましたれば、土地の改廃の手続をしなくちやならぬということが農地調整法によつてきまつておると思ひます。さうすると農地委員会の農地改廃の問題とその権限と、それから土地調整委員会の裁定と、いずれが法律上優先するかという問題が当然起つて来ると思ふ。これについてどういふ見解を持つておられるか。その点についてお伺ひしたい。

○深澤義守 法律の建前を御説明申し上げま。農地を鉱業用の土地に、たとえば使用などをすると、その権限は、鉱業法の中に掲げられております。しかしながらそれが農地でありま。場合には、使用されますために、当然に農地調整法によりする手続をふまねば、それがさしつかえないといふことに相なりますれば、使用できます。これはもちろんのことであります。

す。従ひまして鉱業用の用地ということにその必要性が一応きまつたといつたとしても、農地調整法によりする手続は農地調整法の見地から検討されまして、その事情によつてさしつかえなからう、あるいはいかに悪いといふような判断が下されるに相なると思ふのであります。ただそれが、事態がさういふぐあいに順調に行きました場合にはよろしいのであります。鉱業の立場からいへば、その土地でなければいゝ悪いといふことが言われま。農地の関係からはどうして

間を持つておる。この土地調整委員会法案がよし通つたといつたとしても、もしこの採石法あるいは鉱業法によつて農地がその適用を受ける場合は、農地に対してはすでに農地調整法というのがあります。さうしてそれを採石法並びに鉱業法の適用をするといふことになりましたれば、土地の改廃の手続をしなくちやならぬということ

間を持つておる。この土地調整委員会法案がよし通つたといつたとしても、もしこの採石法あるいは鉱業法によつて農地がその適用を受ける場合は、農地に対してはすでに農地調整法というのがあります。さうしてそれを採石法並びに鉱業法の適用をするといふことになりましたれば、土地の改廃の手続をしなくちやならぬということ

間を持つておる。この土地調整委員会法案がよし通つたといつたとしても、もしこの採石法あるいは鉱業法によつて農地がその適用を受ける場合は、農地に対してはすでに農地調整法というのがあります。さうしてそれを採石法並びに鉱業法の適用をするといふことになりましたれば、土地の改廃の手続をしなくちやならぬということ

間を持つておる。この土地調整委員会法案がよし通つたといつたとしても、もしこの採石法あるいは鉱業法によつて農地がその適用を受ける場合は、農地に対してはすでに農地調整法というのがあります。さうしてそれを採石法並びに鉱業法の適用をするといふことになりましたれば、土地の改廃の手続をしなくちやならぬということ

間を持つておる。この土地調整委員会法案がよし通つたといつたとしても、もしこの採石法あるいは鉱業法によつて農地がその適用を受ける場合は、農地に対してはすでに農地調整法というのがあります。さうしてそれを採石法並びに鉱業法の適用をするといふことになりましたれば、土地の改廃の手続をしなくちやならぬということ

間を持つておる。この土地調整委員会法案がよし通つたといつたとしても、もしこの採石法あるいは鉱業法によつて農地がその適用を受ける場合は、農地に対してはすでに農地調整法というのがあります。さうしてそれを採石法並びに鉱業法の適用をするといふことになりましたれば、土地の改廃の手続をしなくちやならぬということ

分の民主的な手続を経まして、その上で判断いたしました結論が生れました場合には、その結論は場合によりまして鉄業法に影響し、場合によりまして農地調整法に影響する。すなわち土地調整委員会がきめましたものは、それ／＼の法律に基づきます行政処分と申しますか、それにかわる効果を持つというふうな仕組みのものになるわけでございます。

○深澤委員 ただいまの解釈では、農地調整法による農地委員会の決定というものにも優先する効力を土地調整委員会の裁定が持つというふうなことが説明されているのでございしますが、その点について、そこに農林省の農地局長がおいでありますから、どういう考えを持っておられるか伺いたい。

○佐野説明員 ただいま農地局長から御答弁があつた通りであります。

○深澤委員 そうすると、今の明確な答弁のように、民主的な公選によつて選ばれた農民の代表によつてつくられた農地委員会の決定も、この土地調整委員会の裁定の前には結局何らの力がないということになりますので、これはわれ／＼大問題だと考えます。この問題については、土地調整委員会法の方で当然問題になると思ふのです。

その次に採石法を見ますと、今まで採石業者に対してこれだけの法律的な裏づけがなかつた。ところがこのたび採石業について、土地の所有権に対して制限を加えるというふうな重大な権限を持つた法律がつくられて来たという、その根本原因に何か非常時の態勢がその裏にあるのかどうか。採石業というもののについて、土地所有権を制

限してまで採石業者を擁護し、採石事業をやらんかやらないかという事態があるのかどうか。その点を明確に伺いたしたい。

○首藤政府委員 裏に特殊な事情があるかという御質問であります。それはないのであります。しかしながら今日までの経過から考えまして、貴重な資源を、地主の何といふか、先ほども千賀委員から言われましたが、要するに先祖伝来の土地であるとか何とか、一種の封建的な考え方から、値段のいかにあつたかかわらず離さないというふうなことで、貴重な資源の開発が遅れ、そしてその遅れたことによつて日本経済の発展に寄與できないというふうなうらみが相当ありますので、それらの隘路を開いたし、急速に国家経済の発展に資したい。公共の利益増進のために、かような貴重な資源を一日も早く開発したい。それにはこういう立法をすることが適當であるという考えのもとにつくつたのであります。

○深澤委員 採石法等の対象になる土地は、必ずしも封建的な地主の土地の所有ばかりでないと考えます。こういうふうな法律をつくらなければならぬ必要に迫られたという事例が現在日本にあるのかどうか。ありましたら、それを具体的に示しを願いたいと思ふ。

○徳永政府委員 私、ただいま一々記憶いたしておきませんけれども、具体的にそういうことは必要があつた事例には参考資料としてお配り申し上げたこと記憶しておるわけでありまして、これはただいまのお話にもございまして、うに、土地所有者のほとんど大半

は大半と申しますか、今お話が出ましたように、土地所有者がすべて封建的な考え方、このじやまをするというふうな考え方の人ばかりではないと思ふ。事實は土地所有者との円満な話し合ひも行われていた例もたくさんあるわけでありまして、しかし反面に、私先ほど抽象的な例として申し上げたのでありますが、さうな例が実例としてあつたにちあらぬわけでございます。そういう点から、こういう問題の解決に何らか特殊な立法をしていただきたいという要求は、関係の業界から国会に對してしまつても、数年にわたつてしまつて請願その他が行われておつたわけでございます。政府といたしましては、もつと早く措置するのが筋合

いであつたと考えるのであります。この法案なり法制がたまた／＼鉄業法の改正の時期とも関連しておりましたので、新鉄業法の明文、その他との相違もございまして、その成行き、動向というふうなことから実は選延されておつたというふうなことでございします。

○深澤委員 私は山林等は別といたしまして、農地等の問題についてはある程度平地におきましては、封建的な地主の土地所有というものが解消しておると思ふのです。従つて問題になるとすれば現在の耕作者の土地が問題になるわけですね。それで首藤政務次官の今の御意見によると、封建的な地主が先祖伝来の土地であるというふうな理由によつて、鉱物資源、あるいは採石の業の対象になる土地を守つておるの、これを適用するのが主眼点となるのかどうか。その点をもう一度お聞きしたい。

○首藤政府委員 私はただ一つの隘路の例としてそれを申し上げておるのであります。ほかにもそれに類する理由がたくさんあると考えるのであります。たとえば価格のいかにあつたかかわらず土地を掘鑿したくないという地主もある一面においてかりにあるといつたとしても、

「中村(幸)委員長代理退席、委員(長齋席)」

価格の点で採石業者がどうして採算がとれないというふうな高い値段を主張する。こういうことからせつ／＼の資源が開発できない事例が相当多いのじやないかと考えておるのであります。

○深澤委員 ただいま農地局長の御答弁によりまして、長年業者等からそういう申請があつた。そういうことがこの法案をつくられる根拠になつておるようでありまして、しかし単に業者の要望というだけの問題ではなしに、政府自体がこういう法案をつくらざるを得ない幾つかの全国的な根拠が私にはあると思ふ。具体的にそれをお示しになることがなか／＼困難であらうと思ふが、こういう法案をつくらなければならぬ代表的な事例があつたらお示しを願いたい。

○徳永政府委員 ここに二、三の資料が見つかつたので例として具体的に申し上げます。一つの採取権そのものが設定されませんでしたために仕事ができなかつた例でございします。長野県に鉄平石採取業というものがあつたわけでありまして、そこにおきまして戦時中採算がとれませんでしたと申しますのが経営を引受けて来たのであります。終戦後

になりまして鉄平石の需要が増加いたしました。その関係でその当時として非常にもうかると思はれました。土地所有者から採取権を不法に回収されたとして、石が取れなくなつてしまつたという事例があるわけでありまして、それから第二の例といたしまして土地の所有者の反対によりまして、採石業の実行が困難になりました事例でございします。それにもいろいろ場合がございします。非常に高価な採石料を要求された例でございします。東京都下の古里村の昭和石村鉄業所の採石場におきまして、若石採取のため昭和二十二年以来土地の長期の借用、あるいは買入れを希望いたしておるわけでありまして、当時御承知のように公定価格があつたわけでありまして、土地所有者から公定価格の数倍の額を要求されまして、会社としては生産が全然着手できなかつたという場合がございします。それから愛媛県の大島地区一帯、宮窪村地内におきまして似たような土地所有者間の争ひによつてできなかった例があるやうでございします。また愛媛県の越智郡大山村におきまして、山からの歩合金が生産高の二〇％にもなりまして、欠損の際にも同額の歩合を要求されるというやうなことから、継続が非常に困難に陥つておるといふ事例があるやうであります。今は採石料の不当な要求の事例でございします。

また経済的に成立しないやうな短かい期間に区切られた例でございします。香川県に例でございしますけれども、従業員数の限定、借用期間を一箇月とし、期間終了後は山歩合の値上げを要求されまして、従業員数のうち病気で就業不能の場合といえども代理人

それから存続期間の更新に関する例でございますけれども、これは方々にあるようでございまして、岩石探掘の契約期間到来の際、地主側から採石有望なのを見越しまして、変地とか山歩合金の不当な要求をされましたが、香川、愛知、滋賀、島根、徳島というふうに相当広範圏にあるようでございます。以上二、三の例として具体的に申し上げます。

○深澤委員 この採石あるいは鉱山の事業のために被害を受けている地帯は非常にたくさんあり、また福岡県のごときは深刻な被害のあることは私が申し上げるまでもないわけです。その原因というのは、ただその採石とか、

あるいは鉱山とかいう業務のために、その他の条件を全然無視して強行したところ、そこにその大きな欠陥があるのであります。従つてその採石法にいたしても、鉱山法にいたしても、ただ、鉱山業あるいは採石業、これのみに重点を置いて、総合的にやらないところから多くの欠陥が生れて来ると思う。

特に採石法のごときは鉱業の方は地下資源でありませんが、これは土地自体を結局つぶして行くことでありますから、従つて農業、林業等に関係する問題が今後この法律の出ることによつて非常に出て来ると思う。特にこの採石法の提案理由の中に、最後の裁定の場合において、その土地を採石業に利用するか、それとも農業、林業に利用するか、どちらの方が有益であるかといふ見地から、この問題を裁定しよう

○首藤政府委員 この点は国家という大局から見まして、公衆の利益増進という観点から、いづれに決定することと多くの利益を與えるかという点に重点を置いて、最後の判定が下されると考えております。

○深澤委員 それから鉱業法の中で、外国人に採掘権を興えるという規定があるようであります。私まだしろうとで、その点は十分に調べておりませんが、外国人に権利を取得させることがあるかどうか、どういう場合に取得さ

せるのか、その点をひとつ伺いたい。

○**徳承政府委員** これは鉱業法の新法の第十七條に規定されております。

それは日本国民又は日本國法人でなければ、鉱業権者となることができません。これは本文中で御座います但書きなさい。これは本文中で御座います但書きなさい。

に、「但し、條約に別段の定めがあるときは、この限りでない。」ということに相なつておるのであります。條約は法規に優先する効果を持つわけでありまして、條約自体も国会の承認にかかる事項でございます。そこで、特例ができて

またした場合には、それによるという趣旨において規定されている。ただ私と雖もが起案者として考えております趣旨は、外国人に鉱業権を認めます場合には、相互主義によりまして、相手の国には、外国人に、すなわち日本人に、鉱業権の取得を認めるということになつてゐるやうな国の国民、あるいはそ

のであります。どういふ條約が出るかわからないのに、そういうものを予定して、外國人にも日本の飲業權を許すといふことを、この飲業法にどうしてきめる必要があるかと私は考える。現在の日本としては、戰爭に負け、今後いろ／＼な條約をきめるにしても、外國の大きな勢力のもとに、非常に不利な條件できめられなくちやならぬといふことは往々にしてあると思う。そ

いうことを予定して、鉱業法に外国人の鉱業権の取得をあらかじめ予定してきめておるということは、実に見識にかかわると思います。そういうことはまったく今後の日本の重大問題であるまづたく今後の日本の重大問題であるかと私考えるのですが、起案者として政

府はその点についてどういうぐあい
考えられておるか。そういうことを
定して飢饉法にこうきめられたのか、
その点をひとつ伺いたい。

○徳永政府委員 通商航海條約でど
いうことに相なりますか、將來條約で
いろ／＼きめられることになる問題だ
と思います。ただこの法律の改正の際

に、政府として、またこの法案の作成に御援助をいただきまして審議会の各委員の方々の御意見その他によりまして、将来の鉱業権のあり方につきまして、相互主義ということがよいのであらうということが大体の結論であつたわけですが、その結論を條文に表わすについて、どういう表現がよろしいかが、最後に技術的な問題と相なつたわけがあります。事は條約にも關係のあることでございますので、私

○**漢運漢員** それはかつての日本が
 歐したように、たとえば滿洲におき
 して、鐵山の權利を日本が握つた
 うことは、その經濟の突権を握つ
 ことになるのであります。いやしく
 今後日本が自主獨立の形で行く場合

おいて、日本国内の鉱業権を外国人獲得させる、日本領土の一部の権利外国人に取得させるという問題については、重大問題であるとわれ／＼はえる。それを、国内に適用するとこの鉱業法の中に、あらかじめ将来を

定して盛り込むということは、まづ
く日本政府の意思が那边にあるか
うことを考える。相互互恵の平等
の場に立つて行くのだと言うが、
日本も外国の鉱業権が持てるのだ、
そう
う條約をつくつた場合にはよいのじ

ないかといいますが、では、日本
で、アメリカへ行つて鉱業権を持
ち、向うの方では日本の鉱業権を
持つ力もあるでしよう。

實力がありますか、そういうことををえる場合において、こういうことをの法案に盛ることは、まづたく卑屈、隷屬的な考え方であると考える。そ点について、首藤政務次官にもう一、明確な御信念を私はお伺いしたい。

○首藤政府委員　私は必ずしも日本、こういう條約を結ぶことによつて、

一アメリカに限つておるものではないのでありまして、世界各国を対象として考へておるのであります。従つてかりにアメリカとの間には御指摘のやうな事情がありまして、おそれくから開港はできないかと考えます

- 小金委員長 速記をとめて。
- 小金委員長 速記をとめて。
- 小金委員長 速記を始めてくだ
- 深澤委員 ただいま政務次官か

いる／＼お話がありました。わかれが外国人に日本の鉱業権を與へるという法律をつくつておるとすれば、強い力が完全に日本を支配するところことをわれ／＼は心配するの必ずやそういう結果になることをわれ

これは予言してもはばかりません。ところが、そういうことを隠蔽するたぐいに、あるいは南方の国々との契約も後できるだろうということでごまかしておられるが、そうじゃなくて、特に大きな外国の資本主義的な、独占的

支那に日本を提供する道を開いてい
 のだということをわれ／＼は断ぜざ
 りを得ない。そういう点について政
 一体どういうぐあいに考えておるか
 ○首藤政府委員 これは見解の相違
 ありますので、かれこれ申し上げる
 とはいかがかと思えますけれども、
 だいま澤澤委員は、戦前のような、

するに侵略主義的な考え方を持つておるかという御意見でありますけれども、侵略と鉱業の採掘とは必ずしも関連性がないのであります。平和国家の建設にあたりまして、経済的な観点から、かような條約を結んでも、国家のために決して不利でないというふうにわれ／＼は確信を持つておるのであります。しかもしば／＼深澤委員はアメリカというものを対象とされての御意見であります。しかしこれは講和條約ができませんれば、單にアメリカだけが対象ではないのであります。世界各國との平等な條約が必然的に締結されるというふうに考えておりますとともに、先ほど来繰返して申し上げますごとく、相互主義であります。従つて決して日本だけが一方的に採掘されるという様な状態でないものでありますから、御指摘のような御心配はない、かように確信いたしておるのであります。

○深澤委員 今の問題を論じて行く、講和問題になりますから、それは大きくりますが、あなたの方の政府は單獨講和を主張せられておる。今後当然完全に日本との經濟關係が結ばれ、日本經濟が發展したくはならぬ中国あるいはソ連と講和を拒否せられておる態度をとつておる。こういうような問題に結局發展して行くわけです。従つてアメリカに結びつくところの講和、アメリカとの密接な經濟關係の上に立つた講和、そういう状態の中で、こういう鉱業法の中において外國人の權利を取得することを許す法律をつくることは、熱厲の道を開くものである。われ／＼は將來必ずやそうなるということをはつきりここで断言せざるを得ない。従つてこの鉱業法から外國人の權利取得の問題を採擧すべきである。私はこういう意見を持つておるのですが、その点もう一べんひとつ……

○首藤政府委員 ただいまこの法案から外國人の採掘權を削除せよという御意見であります。が、削除する必要は断じてないと思ひます。

○小金委員 ほかには御質疑がございせんか。

○砂間委員 関連して……。先ほど深澤委員の質問に對しまして首藤政務次官は、採石法等の場合におきまして、これが農業や何かと利害相對立した場合にどういふ見地から土地の調整等について判定を下すかということにつきまして、國家的見地に立つて公共の利益、福祉という立場から判定するということをお答えになりました。そのお答えはただ言葉通りに聞いておりますとまことにこもつともだと思ひます。ところが、しかし現在の日本の置かれてゐる状態を考慮せしめまして、御承知のように占領下でありまして、國家的見地、公共の利益というところが、ともすれば實際問題といたしましては占領政策と密接な關係を持つて来るのであります。たとへば今度の朝鮮事業が始まりまして以来、鐵道の輸送を一つとつてみましても、貨車等が特需向けにくさん使用されておりました。国内の輸送が非常に逼迫しているような状態をつくり出して行く。これも國家の必要というやうなことで、特需向けの方にどん／＼使ひあげられて行つておる。そういう日本の置かれてゐる現実の事態を考慮せしめてみました場合に、この採石一つとつてみましても、

必ずしも日本の土木工事あるいは建設事業にさしたつて必要でないものであつても、占領下であるという特殊事情からして、農民の利益も顧みられず、採石というところがどん／＼強行されて行く心配が私は非常に多いと思ひます。と申しますのは、たとえば今の道路建設一つとつてみましても、これは御承知のように、今の道路計画は、マツカーサー元帥の道路建設の覚書によつて、大きな道路があつて、ちたたくさんつくられて行つておるのであります。そのために占領下にあるという特殊事情からいたしまして、そういう採石の需要が非常に大きくなつて来る。ことにこの夏以來そういう方面の需要が激増して来ておると思ひます。あります。それを國家的見地とかあるいは公共の利益というやうな言葉でカムフラージュして、そうして日本の農民の耕地などがどん／＼つぶされて行くことになりましたならば、これは決して日本の國のためになることではないと思ひます。そういう点につきては、この土地調整委員會の運用の問題が非常に重要になつて来ると思ひます。先ほど首藤政務次官の御説明によりますと、所管が違ふ、あるいは法務府でやることだからわしや知らぬというやうな御説明でありましたけれども、しかしここに提出されております採石法案及び鉱業法案等は、これは政府提出の法案でありまして、少くとも政府が国会に提出する以上は、これは閣議で十分検討して、そうして法務省も通産大臣もみな一致の上で出されておると思ひます。その政府提出の法案であるにもかかわらず、この

採石法等と並行して當然審議すべき土地調整委員會法案がまだ未提出であるというところは、私どももいたしましてはまったく了解に苦しむわけなのです。それで大体いつごろそういう法案をお出しになるつもりかということをお尋ねしたい。それから先ほどの國家的見地という問題につきましても、日本の國民の利益を守る、あるいは農民の利益を守るというやうなことを十分お考えになつておられるかどうかということにつきまして、私はこの機会に政府の信念というか、見解をはつきりと承つておきたいと思ひます。

○首藤政府委員 土地調整法案は多分來週早々法務委員會の方に提出されることと存じてゐるのであります。その予定で手続を進めてゐるわけでありまして、さう御了承願ひたいと思ひます。

な御關係の關係の輸送等につきましては、現在の日本の置かれた段階ではやむを得ない事態だと考えます。とも、日本は少くともアメリカの入つた國連軍のために治安が確保されてゐるのであります。もしこれらの輸送が不円滑であり、また軍事基地の設定が遅れるというやうな事態になりましたら、それが國連軍の戦局にどういふ影響を及ぼすか、そしてそれが日本の治安にどういふ影響を及ぼすかという点に思ひをいたした場合は、多少の土地や農地が荒れさせられても、これは國家全体の上から見まして、片一方の方がはるかに國家的だという考えを持つてゐるのであります。

○砂間委員 ただいまの首藤政務次官のお答えは、これは実に開明でならぬ。重大な発言だと思ひます。と申しますのは、日本がアメリカが入つてゐるところの國連軍に協力するのはあたりまえだというやうな御意見でありまして、しかし今朝まで戦われてゐる戦争は、あれは日本は全然關係のないことなんです。日本は國連にも加盟してゐない。國連に協力する何らの義務はない。それにもかかわらず日本が土地を荒されても、國民が輸送のために犠牲や負担をこうむつても、それはあたりまえだというやうなことを政府を代表して言われるということは、とてもないことだと思ひます。これを朝鮮の侵略戦争に日本を巻き込み、そうしてその負担と犠牲を日本國民に背負わせることになる。しかもそれは外國の侵略戦争のために日本が道具に使われることになる。もし朝鮮の事態が不幸にして大きく發展して行つて第三次世界大戰といふことになれば、日本はいやでも應でもその戦争に巻き込まれるを得ない。こういう事態に立入ると思ひます。われ／＼はもうそういう戦争を極力阻止するために、そして真に世界の平和とあわせて日本の平和を維持する。そういう政策こそ今の日本政府はとらなければならぬ大方針だと思ひます。少くともそれこそ憲法の精神だと思ひます。それをねじ曲げて、戦争放棄をしたあの憲法の精神に反して日本を戦争に引きずり込むやうな政策を強引に押し進めて、それがあたりまえだといふことは、とてもない。今の首藤政務次官の発言は取消していただきたいと思ひます。

○首藤政府委員 日本は憲法は御承知の通り国内法であります。日本は現在占領されてゐる國でありますから、占領軍からいかなる命令がありまして

すのは、日本がアメリカが入つてゐるところの國連軍に協力するのはあたりまえだというやうな御意見でありまして、しかし今朝まで戦われてゐる戦争は、あれは日本は全然關係のないことなんです。日本は國連にも加盟してゐない。國連に協力する何らの義務はない。それにもかかわらず日本が土地を荒されても、國民が輸送のために犠牲や負担をこうむつても、それはあたりまえだというやうなことを政府を代表して言われるということは、とてもないことだと思ひます。これを朝鮮の侵略戦争に日本を巻き込み、そうしてその負担と犠牲を日本國民に背負わせることになる。しかもそれは外國の侵略戦争のために日本が道具に使われることになる。もし朝鮮の事態が不幸にして大きく發展して行つて第三次世界大戰といふことになれば、日本はいやでも應でもその戦争に巻き込まれるを得ない。こういう事態に立入ると思ひます。われ／＼はもうそういう戦争を極力阻止するために、そして真に世界の平和とあわせて日本の平和を維持する。そういう政策こそ今の日本政府はとらなければならぬ大方針だと思ひます。少くともそれこそ憲法の精神だと思ひます。それをねじ曲げて、戦争放棄をしたあの憲法の精神に反して日本を戦争に引きずり込むやうな政策を強引に押し進めて、それがあたりまえだといふことは、とてもない。今の首藤政務次官の発言は取消していただきたいと思ひます。

すのは、日本がアメリカが入つてゐるところの國連軍に協力するのはあたりまえだというやうな御意見でありまして、しかし今朝まで戦われてゐる戦争は、あれは日本は全然關係のないことなんです。日本は國連にも加盟してゐない。國連に協力する何らの義務はない。それにもかかわらず日本が土地を荒されても、國民が輸送のために犠牲や負担をこうむつても、それはあたりまえだというやうなことを政府を代表して言われるということは、とてもないことだと思ひます。これを朝鮮の侵略戦争に日本を巻き込み、そうしてその負担と犠牲を日本國民に背負わせることになる。しかもそれは外國の侵略戦争のために日本が道具に使われることになる。もし朝鮮の事態が不幸にして大きく發展して行つて第三次世界大戰といふことになれば、日本はいやでも應でもその戦争に巻き込まれるを得ない。こういう事態に立入ると思ひます。われ／＼はもうそういう戦争を極力阻止するために、そして真に世界の平和とあわせて日本の平和を維持する。そういう政策こそ今の日本政府はとらなければならぬ大方針だと思ひます。少くともそれこそ憲法の精神だと思ひます。それをねじ曲げて、戦争放棄をしたあの憲法の精神に反して日本を戦争に引きずり込むやうな政策を強引に押し進めて、それがあたりまえだといふことは、とてもない。今の首藤政務次官の発言は取消していただきたいと思ひます。

すのは、日本がアメリカが入つてゐるところの國連軍に協力するのはあたりまえだというやうな御意見でありまして、しかし今朝まで戦われてゐる戦争は、あれは日本は全然關係のないことなんです。日本は國連にも加盟してゐない。國連に協力する何らの義務はない。それにもかかわらず日本が土地を荒されても、國民が輸送のために犠牲や負担をこうむつても、それはあたりまえだというやうなことを政府を代表して言われるということは、とてもないことだと思ひます。これを朝鮮の侵略戦争に日本を巻き込み、そうしてその負担と犠牲を日本國民に背負わせることになる。しかもそれは外國の侵略戦争のために日本が道具に使われることになる。もし朝鮮の事態が不幸にして大きく發展して行つて第三次世界大戰といふことになれば、日本はいやでも應でもその戦争に巻き込まれるを得ない。こういう事態に立入ると思ひます。われ／＼はもうそういう戦争を極力阻止するために、そして真に世界の平和とあわせて日本の平和を維持する。そういう政策こそ今の日本政府はとらなければならぬ大方針だと思ひます。少くともそれこそ憲法の精神だと思ひます。それをねじ曲げて、戦争放棄をしたあの憲法の精神に反して日本を戦争に引きずり込むやうな政策を強引に押し進めて、それがあたりまえだといふことは、とてもない。今の首藤政務次官の発言は取消していただきたいと思ひます。

すのは、日本がアメリカが入つてゐるところの國連軍に協力するのはあたりまえだというやうな御意見でありまして、しかし今朝まで戦われてゐる戦争は、あれは日本は全然關係のないことなんです。日本は國連にも加盟してゐない。國連に協力する何らの義務はない。それにもかかわらず日本が土地を荒されても、國民が輸送のために犠牲や負担をこうむつても、それはあたりまえだというやうなことを政府を代表して言われるということは、とてもないことだと思ひます。これを朝鮮の侵略戦争に日本を巻き込み、そうしてその負担と犠牲を日本國民に背負わせることになる。しかもそれは外國の侵略戦争のために日本が道具に使われることになる。もし朝鮮の事態が不幸にして大きく發展して行つて第三次世界大戰といふことになれば、日本はいやでも應でもその戦争に巻き込まれるを得ない。こういう事態に立入ると思ひます。われ／＼はもうそういう戦争を極力阻止するために、そして真に世界の平和とあわせて日本の平和を維持する。そういう政策こそ今の日本政府はとらなければならぬ大方針だと思ひます。少くともそれこそ憲法の精神だと思ひます。それをねじ曲げて、戦争放棄をしたあの憲法の精神に反して日本を戦争に引きずり込むやうな政策を強引に押し進めて、それがあたりまえだといふことは、とてもない。今の首藤政務次官の発言は取消していただきたいと思ひます。

すのは、日本がアメリカが入つてゐるところの國連軍に協力するのはあたりまえだというやうな御意見でありまして、しかし今朝まで戦われてゐる戦争は、あれは日本は全然關係のないことなんです。日本は國連にも加盟してゐない。國連に協力する何らの義務はない。それにもかかわらず日本が土地を荒されても、國民が輸送のために犠牲や負担をこうむつても、それはあたりまえだというやうなことを政府を代表して言われるということは、とてもないことだと思ひます。これを朝鮮の侵略戦争に日本を巻き込み、そうしてその負担と犠牲を日本國民に背負わせることになる。しかもそれは外國の侵略戦争のために日本が道具に使われることになる。もし朝鮮の事態が不幸にして大きく發展して行つて第三次世界大戰といふことになれば、日本はいやでも應でもその戦争に巻き込まれるを得ない。こういう事態に立入ると思ひます。われ／＼はもうそういう戦争を極力阻止するために、そして真に世界の平和とあわせて日本の平和を維持する。そういう政策こそ今の日本政府はとらなければならぬ大方針だと思ひます。少くともそれこそ憲法の精神だと思ひます。それをねじ曲げて、戦争放棄をしたあの憲法の精神に反して日本を戦争に引きずり込むやうな政策を強引に押し進めて、それがあたりまえだといふことは、とてもない。今の首藤政務次官の発言は取消していただきたいと思ひます。

も、これを忠実に履行しなければならぬ義務を負うてゐるものであります。従つてただいまの輸送の隘路等につきましても、これらは占領軍からの命令によつて、日本がその命令を忠実に守つてゐる、履行してゐるというのであります。日本が積極的に自発的にそれを進んでやつてゐるという事情ではないことを御承知願いますれば、私の申し上げたことは御理解できると考えてゐるのであります。

○砂川委員 憲法はこれは日本の国の憲法であります。そうしてこれは日本の国民の総意を盛つたものであるから、少くとも日本政府はその憲法の方針に沿つて政治をやつて行かなければならないものだと思うのです。しかし占領下に置かれてゐる、そのことは事実であります。従つて占領軍の命令があればそれを実行して行く義務があるわけでありまして、これは百も承知しております。しかしその場合であつても明らかに日本にとつて不利なこと、日本を破壊に導くような、もう一ぺんあの侵略戦争の血の海に日本を引きずり込む、そういう不当な要求がもしかりになされたとするならば、たとひそれが占領軍の命令であつても、日本の国民の利益を守つて、そうして日本の平和と独立を達成するために努力して行かなければならない。日本の政府としては、もしそういう要求があつたとしても、それに対しては極力これをそうならないように努力して行くのが私はあたりまえだと思う。私はきのうの通産委員会でも申したことですが、あの西ドイツのアデナウアー首相でさえも、不当だと思うことに對してはそれを拒絶するという意気込みを持

つてやつてゐる。今の首藤政務次官の答弁のように、もう占領軍の言うことだつたらどんな不利なことであつても一から十まで聞いてやらなければならぬということでは、まったく卑屈な荒國的な態度だと思う。

○千賀農林委員長 議事進行について発言があります。私は今日通産委員会と農林委員会との合同審議をするためにここに來ておるのでありますが、ただいま伺つておりますと、委員長はこの議案には全然関係のない共產黨の宣傳のごとき演説をあまり寛大にやらせ過ぎると思つてあります。これは時間の経済上さうぶる私は満足でございまして、適当に議事の整理をなされるよう要求をいたします。

○小金委員長 簡単に御答弁願います。

○首相府委員 国連軍の目的と日本国民の大多数との意見とは一致いたしておるのであります。日本国民の希望に沿うように国連軍は行動してゐるとわれ／＼は考へておるのであります。従つてただいま砂川委員の御指摘になつたように、日本国の独立あるいは日本国の発展をはつきり阻害するような命令がありましたならば、できるだけの努力をいたしまして、そういうことのないようにいたすのが政府の義務だと考へておりますが、ただいまの国連軍の行動は、少くとも日本の独立、日本の発展のために寄與するところが非常に大きい、かようにわれ／＼は考へておるのであります。

○小金委員長 鉱業法案及び採石法案の審議から少し逸脱してゐるような向きもありますので、この際ただいまの砂川君の御発言は、通産委員会において

てもなおまだ時間もございますので、やることもできますから、この程度で打切つていただきたいと思います。

それから今土地調整法案が準備中だといふ御説明がありました。これは他の委員会にかかるとは思へませんが、私も、一応今のところ鉱業法案及び採石法案の問題と関係する点が多いと思ひますので、多分通産委員会にかかると私予想いたしております。他の委員会にかかつた場合においては、合同審査をお願いいたしますから、そのときあらためて御発言をお願いしたいと思います。

○千賀農林委員長 この際伺つておきたいことは、採石法案の中にれき岩といふことがありますが、れき岩といふのはどういふ意味でございませうか。れき岩を採掘する目的は、一つの形をなした岩石を採掘するの、れき岩の中のをれきを採掘するの、れき岩の存在は日本の全国土の上にあると思ひますが、いわゆるつぶてとして町に敷いたり、コンクリートの中に入れたりするために採掘するのをれき岩とするか、この点を伺つておきたい。

○砂川委員 れき岩と申しますのは水成岩でありまして、砂利及び砂が、粘土及び酸化鉄分等で流落せられて生じた岩石といふふうに定義がなつております。またまつた形で採掘することを目的とするものであります。

○千賀農林委員長 ままつた形です。その使用は別々にして使用するものですか。またまつた一つの石で庭石のように使うものを言うのですか。

○砂川委員 ままつた形で使用するものであります。

○千賀農林委員長 そうするとぐりとものがらとも申しますが、れきですね。これは畑にたくさんあつたり、川原にたくさんあつたりいたしますが、これは両法案の中に入つておりますか。

○砂川委員 入つておりません。

○千賀農林委員長 わかりました。

○小金委員長 それでは御質疑も終了いたしましたから、連合審査はこの程度にて終結いたします。

本日はこれにて散会いたします
午後四時二十三分散会

昭和二十五年十二月十二日印刷

昭和二十五年十二月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所